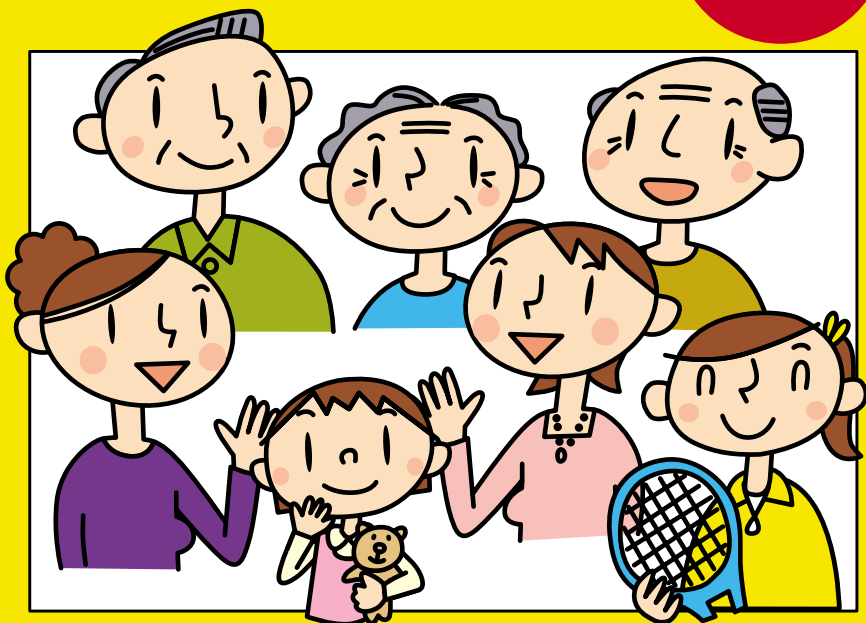


# 気づきから 学びへ

—人権学習ハンドブック—

基礎編



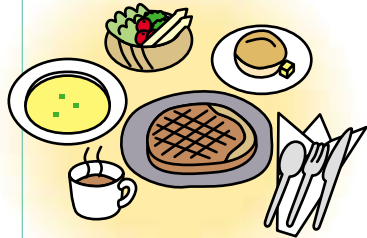
平成17年3月

青森県人権教育・学習推進協議会

## 学習プログラム

ある一定のねらいのもとに、学習活動を順序よく、流れやつながりをもって並べた計画表のことです。人々が学習を進める上でのよりどころとなるものであり、一人一人の学習を導く「道標」とも言えます。

学習活動が、いつ、どこで、どんな材料を使って、どのくらいの時間をかけて行われるのかといったことを具体的に示したものです。



## アクティビティ

「学習プログラムを構成するひとまとまりの学習単位」を指します。

この本では、これを「学習ユニット」という言葉に置き換えて表現することもあります。

いくつかのアクティビティが集まって参加体験型の学習プログラムが形作られます。

## 参加体験型学習

参加者(学習者)を主体とするような手法(参加型手法▶P.39)や体験的な活動を取り入れた学習のことです。

参加体験型学習が行われる「場」を「ワークショップ」と呼びます。ワークショップは、学習者が相互に学び合う過程を通して、気づきや発見が促される場です。

▶P.27以降に詳しい説明があります。



## ファシリテーター

もともとは、「ファシリテート」(=容易にする、促す)する人、つまり「促進者」という意味です。

ワークショップでは、全体の進行役を務めるとともに、参加者の学習活動やお互いのコミュニケーションが円滑に進むよう、様々な方法で働きかけたり促したりする役割を果たします。

▶P.29に詳しい説明があります。



## はじめに

1948年の国連総会で採択された「世界人権宣言」を見るまでもなく、人権や人権問題は、世界のすべての人々に共通する課題の一つと言えます。すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等であるという世界人権宣言の理念の実現を目指して、これまで様々な取組が行われてきています。

「人権教育」とは、このような人権尊重の精神を養うための教育活動を意味しますが、地域の実態を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進されるものとされています。

国連では、1995(平成7)年～2004(平成16)年を「人権教育のための国連10年」と定め、すべての国に対して人権教育に取り組むよう求めています。

我が国では、2000(平成12)年、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定するとともに、それに基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」を定め2002(平成14)年、学校教育・社会教育における人権教育・啓発の推進方針について具体的に提示しています。また、各都道府県及び政令指定都市においても、人権教育に関する基本方針等を定めるところが増えている(平成16年5月現在で14都道府県・指定都市が策定)など、人権教育への積極的な取組が図られています。

このような中、青森県においては、平成16年度より、青森県人権教育・学習推進協議会が中心となって、特に社会教育における人権教育の推進を目指す「青森県人権教育・学習推進事業」を展開しています。

具体的には、参加型学習プログラムの開発を中心とした調査研究、モデル事業の実施、人権学習に関する普及啓発のためのフォーラムの開催等を実施しているところですが、このたび、1年間の事業の成果をもとに、「人権学習ハンドブック」を作成いたしました。

人権に関する基本的な知識、人権学習を効果的に進めるための参加型アクティビティ(学習ユニット)や学習プログラムの紹介、コミュニケーションと人権の関わりについてなど、人権や人権学習に関する「基礎編」という位置づけをしております。

人権を身近に感じ、また、人権学習により興味を持っていただけるよう、多くの県民の皆さんに本書を手にとりいただき、人権が尊重される住みよい地域コミュニティづくりの一助となることを強く願っております。

2005(平成17)年3月

青森県人権教育・学習推進協議会  
会長 宮崎 秀一

# CONTENTS

## 気づく 第1章 人権と私たちの生活

1 「人権」とても身近なものです。.....1	
(1) 「人権問題」だけでない人権.....1	
<sup>アクティビティ1</sup> 宇宙人との交信	
(2) 日本国憲法に見る「基本的人権」.....3	
(3) 「世界人権宣言」と国際人権条約.....3	
<sup>コラム</sup> 人権感覚と人権学習	
2 自分の権利が大事。他人の権利も大事。.....7	
(1) 自分の権利と他人の権利.....7	
(2) 「権利」の範囲.....7	
<sup>アクティビティ2</sup> 欲しいもの・必要なもの・権利	
(3) 権利と責任.....9	
<sup>アクティビティ3</sup> 権利と責任	
ひと	
3 “他人の靴をはいて”(In other people's shoes) .....10	
(1) 偏見と差別.....10	
<sup>アクティビティ4</sup> 非暴力の事例を集めよう	
(2) 他人の身になってみる.....12	
<sup>アクティビティ5</sup> ちがいのちがいの	
4 具体的に人権をめぐる課題を見てみましょう。.....13	
(1) 女性の人権.....13	
<sup>コラム</sup> DV(ドメスティック・バイオレンス)と女性の人権	
(2) 子どもの人権.....16	
<sup>コラム</sup> 地域の子どもたちとのふれあいを通して	
(3) 障害者の人権.....18	
<sup>コラム</sup> 障害者の人権	
(4) 高齢者の人権.....20	
<sup>コラム</sup> 誰かの役に立ち、自分の存在価値を感じることができる存在	
(5) 感染症・難病患者等の人権.....22	
<sup>コラム</sup> ハンセン病と人権	
(6) その他.....24	
<sup>アクティビティ6</sup> 新聞記事で探す人権	

## 学ぶ 第2章 人権学習のススメ

1 人権学習で何がどう変わるの? .....25	
(1) 人権学習の目的は「人権感覚・人権意識」を高めること.....25	
(2) 人権感覚を高める／育成するための学習.....26	

2 どんなふうに進めたらいいの? .....27	
(1) 参加体験型学習って?.....27	
(2) 参加体験型学習プログラムの企画と運営.....28	
(3) 参加体験型学習に「慣れていく」.....30	
(4) “ <sup>くた</sup> 楽しい”ワークショップ.....30	
(5) 参加体験型学習の場そのものが人権学習の場.....32	
アイスブレイキングの例.....33	
3 「人権」という言葉を使わない人権学習 .....36	
<sup>コラム</sup> 「人権啓発」と「人権教育」	
<sup>コラム</sup> 学校における人権教育～一人一人を大切に～	
4 こんな学びはいかが? .....38	
(1) 人権学習プログラムの例.....38	
参加型学習手法いろいろ.....39	
<sup>モデルプログラムの詳細</sup> .....41	
(2) 他県ですすでにこんな取組が...(高知県、和歌山県、栃木県).....50	
(3) 青森県でもこんな取組をしました。.....51	
<sup>コラム</sup> モデル講座を実施して	
(4) モデル講座のプログラム評価から見てきた課題.....54	

## 広げる 第3章 コミュニケーションと人権

1 心をつなぐコミュニケーション .....57	
(1) 人権学習でつなぐコミュニケーション.....57	
<sup>アクティビティ7</sup> じゃがいも君とお友だち	
<sup>アクティビティ8</sup> ブラインド・トーク	
<sup>コラム</sup> コミュニケーションと人権	
(2) “わたしメッセージ”とは?.....61	
<sup>アクティビティ9</sup> わたしメッセージで伝えよう	
<sup>アクティビティ10</sup> 10人の親しい人々	
2 人権感覚・人権意識を育てることは地域を豊かにする .....63	
(1) 人権感覚・人権意識と社会参加活動.....63	
<sup>コラム</sup> 地域社会における人権	
(2) 再び“他人の靴をはいて”.....65	
<sup>アクティビティ11</sup> 思いやりのある社会、ない社会	

資料 .....67	
1 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	
2 参考文献一覧	
3 平成16年度青森県人権教育・学習推進事業の実施概要	

# 気づく 第1章 人権と私たちの生活

## 1 「人権」とも身近なものです。

### (1) 「人権問題」だけでない人権

「人権」という言葉からどんなことをイメージするでしょうか？

アンケートによると、「基本的人権」を連想する人が28%と、「人間として尊重されること」と並んでもっとも多くなっています。

では「基本的人権」とはいったいどんな権利なのでしょう。

「人が生まれながらに持っている権利」と答える人もいるかもしれませんが、ただ、もっと具体的に言うと？と尋ねると、多くを挙げられない人も多いのではないのでしょうか。

「人権」という言葉は確かに誰もが知っている言葉ですが、この言葉が具体的にどのような権利を指すのか

「人権」という言葉から連想する言葉

基本的人権	82	28%
人間として尊重されること	81	28%
人権侵害	36	12%
差別	28	10%
人権擁護	23	8%
思いやり	22	8%
自由と平等	20	7%
コミュニケーション	6	2%
衣食住	4	1%
その他	3	1%
計	305	

N=289

については、「あまり考えたことがない」というのが現状なのかもしれません。

このアンケートの選択肢にはありませんが、「人権」というと、なんとなく「人権問題」としてとらえる人が多いのではないのでしょうか。つまり「あってはいい問題」として否定的にとらえる傾向です。今回、青森県人権教育・学習推進調査研究委員会が行った聞き取り調査の中で、「人権を考えるということは、減点方式ではなく、よい人間関係づくり、活気にあふれた仲間を増やそうとする得点方式の生き方である」というコメントがありました(「特定非営利活動法人サンネット青森」に対する聞き取り調査より)。

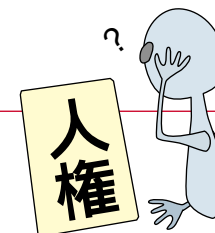
確かに、私たちの身の回りには人権をめぐる様々な「問題」



青森県人権教育・学習推進調査研究委員会では、平成16年度に実施した「人権学習モデル講座」及び「人権学習フォーラム」の参加者を対象に、「人権」あるいは「人権学習」に関するアンケートを実施しました。同委員会では、人権学習に関する県民のニーズを把握することを目的として、人権に関わる活動に取り組んでいる県内4団体・機関に聞き取り調査を行いました(P.70参照)。

### アクティビティ 1 宇宙人との交信

「人間」を定義してみる



#### ねらい

宇宙人に対し、地球に住む「人間」を説明するという設定で話し合いを通して、人権についての気づきを促す。

所要時間  
60分

#### 進め方

1 ファシリテーターは、宇宙人と交信するという設定を伝え、参加者はそれぞれ地球に住む「人間」とはどのような生物かを定義する。ブレンストーミング(→P.39)の要領で、付せんにてできるだけ多く書き出す。

5分

**設定** 20XX年、人類の科学技術が発達し、銀河系のはるか遠く離れた宇宙人との交信に成功しました。しかし、音声のみで映像を送ることはできません。人間とは姿形も社会も異なる宇宙人に「人間」をどのように説明したらよいのでしょうか。

2 5～6人のグループに分かれて、グループの意見を集約する。必ずしも1つの定義にまとめる必要はなく、いくつでもかまわない。

20分

例)「陸に住み、二本足で直立歩行をし、地球上でもっとも知能の発達した生物」、「様々な道具を使うことができる生き物」

3 グループごとに発表する。ファシリテーターは、全員が読めるように要点を書き出す。

10分

4 他のグループの意見を聞いて、感じたこと、気づいたことをグループごとに話し合う。

20分

例)「『二本足で歩行する』という定義は、車椅子に乗っている人にはあてはまらないのではないか」

・「肌の色で定義することはできない」

・「男女の違いをどう説明するか難しい」

5 グループでの話し合いを全体場で分かち合いふりかえりとする。

5分

#### ふりかえりの観点

- ・ 人権問題を考えるとき、「少数者」(=マイノリティ)の存在を忘れることはできない。
- ・ 「少数者」の存在に気づき、人間を定義する「輪」を広げることの大切さを考える。その「輪」を広げることが人権感覚を高めることにつながるのではないかと。

参考:『気づく・学ぶ・広げる 人権学習 人権教育指導者用手引き』(和歌山県教育委員会)

## (2) 日本国憲法に見る「基本的人権」

日本国憲法では、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」(第11条)と定めています。

そして、国民に保障される基本的人権の内容として、身体的自由、精神の自由、経済活動の自由などの「自由権」、「法の下での平等」による「平等権」が挙げられています。また、憲法では、「自由」を確保するための権利も保障されています。それが「社会権」(「生存権」、「教育を受ける権利」、「労働者の諸権利」の3つの権利)です。また、時代の変化にともなって、新しく「権利」も登場してきています。「環境権」、「プライバシーの権利」、「知る権利」などです。

憲法で保障されているこれらの権利が「基本的人権」と考えていいと思いますが、いずれにしても、まだまだ「抽象的」であると言わざるを得ません。

しかし、「人権」とは実はきわめて具体的なもので、私たちの生活に身近に存在するものです。英語で「人権」を意味する言葉は「human rights」ですが、「rights」(「権利」)は複数形で表されています。つまり、「人権」とは「一つ、二つ...」と数えられるものなのです。

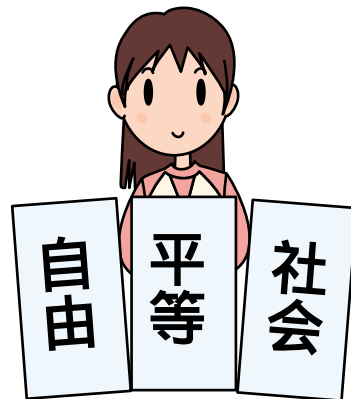
## (3) 「世界人権宣言」と国際人権条約

「数えられる人権」を列挙したものがありません。それが「世界人権宣言」です。世界人権宣言は、1948(昭和23)年、国連総会において採択されました。

世界人権宣言には、30の人権が具体的に記されています(次ページ参照)。どの権利もすべて、世界中の人間一人一人にあてはまるものです。「世界人権宣言」は、地球上のすべての人が同等の権利を持つことを歴史上初めて明文化し、その具体的な権利のリストを提示したものとと言えます。

ただ、「世界人権宣言」は、あくまでも「宣言」ですから法的な拘束力はありません。そのため、国連は「世界人権宣言」をもとに、多くの「条約」を制定しており、各国は実情に合わせてそれらの条約を批准(各国が、条約を守ることを約束すること)することとなっています。

現在、27の国際人権条約が制定されていますが、日本はこのうち「児童の権利条約」、「女性差別撤廃条約」、「人種差別撤廃条約」など10の条約を批准しています。



## 世界人権宣言

アムネスティ・インターナショナル日本支部訳(翻訳協力:谷川俊太郎) アニメ絵本『世界人権宣言』(金の星社)より

### 第1条 みんな仲間だ

わたしたちはみな、生まれながらにして自由です。ひとりひとりがかけがえない人間であり、その値打ちも同じです。だからたがいによく考え、助けあわねばなりません。

### 第2条 差別はいやだ

わたしたちはみな、意見の違いや生まれ、男、女、宗教、人種、ことば、皮膚の色の違いによって差別されるべきではありません。また、どんな国に生きていようと、その権利にかわりはありません。

### 第3条 安心して暮らす

ちいさな子どもから、おじいちゃん、おばあちゃんまで、わたしたちはみんな自由に、安心して生きる権利をもっています。

### 第4条 奴隷は嫌だ

人はみな、奴隷のように働かされるべきではありません。人を物のように売り買いしてはいけません。

### 第5条 拷問はやめろ

人はみな、ひどい仕打ちによって、はずかしめられるべきではありません。

### 第6条 みんな人権をもっている

わたしたちはみな、だれでも、どこでも、法律に守られて、人として生きることができます。

### 第7条 法律は平等だ

法律はすべての人に平等でなければなりません。法律は差別をみとめてはなりません。

### 第8条 泣き寝入りはしない

わたしたちはみな、法律で守られている基本的な権利を、国によって奪われたら、裁判をおこし、その権利をとりもどすことができます。

### 第9条 簡単に捕まえないで

人はみな、法律によらないで、また好き勝手に作られた法律によって、捕まったり、閉じこめられたり、その国からむりやり追い出されたりするべきではありません。

### 第10条 裁判は公正に

わたしたちには、独立した、かたよらない裁判所で、大勢のまえて、うそのない裁判を受ける権利があります。

### 第11条 捕まっても罪があるとはかぎらない

うそのない裁判で決められるまでは、だれも罪があるとはみなされません。また人は、罪をおかした時の法律によってのみ、罰を受けます。あとから作られた法律で罰を受けることはありません。

### 第12条 ないしょの話

自分の暮らしや家族、手紙や秘密をかってにあばかれ、名誉や評判を傷つけることはあってはなりません。そういう時は、法律によって守られます。

### 第13条 どこにでも住める

どこへでも行けるし、どこにでも住めます。別の国にも行けるし、また自分の国にもどることも自由にできます。

### 第14条 逃げるのも権利

だれでも、ひどい目にあったら、よその国に救いをとめて逃げていけます。しかし、その人が、だれが見ても罪をおかしている場合は、べつです。

### 第15条 この国がいい?

人には、ある国の国民になる権利があり、またよその国の国民になる権利もあります。その権利を好き勝手にとりあげられることはありません。

### 第16条 ふたりで決める

おとなになったら、だれでも好きな人と結婚し、家庭がもてます。結婚も、家庭生活も、離婚もだれにも口出しされずに、当人同士が決めることです。家庭は社会と国によって、守られます。

### 第17条 財産をもつ

人はみな、ひとりで、またほかの人と一緒に財産を好き勝手に奪われることはありません。

## 第18条 考えるのは自由

人には、自分で考える権利があります。この権利には、考えを変える自由や、ひとりで、またほかの人と一緒に考えをひろめる自由もふくまれます。

## 第19条 言いたい、知りたい、伝えたい

わたしたちには、自由に意見を言う権利があります。だれもその邪魔をすることはできません。人はみな、国をこえて、本、新聞、ラジオ、テレビ、などを通じて、情報や意見を交換することができます。

## 第20条 集まる自由、集まらない自由

人には、平和のうちに集会を開いたり、仲間を集めて団体を作ったりする自由があります。しかし、いやがっている人を、むりやりそこに入れることはだれにもできません。

## 第21条 選ぶのはわたし

わたしたちはみな、直接にまたは、代表を選んで自分の国の政治に参加できます。また、だれでもその国の公務員になる権利があります。みんなの考えがはっきり反映されるように、選挙は定期的に、正しく平等に行われなければなりません。その投票の秘密は守られます。

## 第22条 人間らしく生きる

人には、困った時に国から助けを受ける権利があります。また、人にはその国の力に応じて、豊かに生きていく権利があります。

## 第23条 安心して働けるよう

人には、仕事を自由に選んで働く権利があり、同じ働きに対しては、同じお金をもらう権利があります。そのお金はちゃんと生活できるものでなければなりません。人はみな、仕事を失わないように守られ、だれにも仲間と集まって組合をつくる権利があります。

## 第24条 大事な休み

人には、休む権利があります。そのためには、働く時間をきちんと決め、お金をもらえるまとまった休みがなければなりません。

## 第25条 幸せな生活

だれにでも、家族といっしょに健康で幸せな生活を

送る権利があります。病気になったり、年をとったり、働き手が死んだりして、生活できなくなった時には、国に助けをもとめることができます。母と子とはとくに大切にされなければなりません。

## 第26条 勉強したい？

だれにでも、教育を受ける権利があります。小、中学校はただで、だれもが行けます。大きくなったら、高校や専門学校、大学で好きなことを勉強できます。教育は人がその能力をのばすこと、そして人としての権利と自由を大切にすることを目的とします。人はまた教育を通じて、世界中の人とともに平和に生きることを学ばなければなりません。

## 第27条 楽しい暮らし

だれにでも、絵や文学や音楽を楽しみ、科学の進歩とその恵みをわかちあう権利があります。また人には、自分の作ったものが生み出す利益を受ける権利があります。

## 第28条 この宣言がめざす社会

この宣言が、口先だけで終わらないような世界を作ろうとする権利もまた、わたしたちのものであります。

## 第29条 権利と身勝手は違う

わたしたちはみな、すべての人の自由と権利を守り、住み良い世の中を作るための義務を負っています。自分の自由と権利は、ほかの人々の自由と権利を守る時のみ、制限されます。

## 第30条 権利を奪う「権利」はない

この宣言でうたわれている自由と権利を、ほかの人の自由と権利をこわすために使ってはなりません。どんな国も、集団にも、人にも、そのような権利はないのです。



## 人権感覚と人権学習

青森県人権教育・学習推進協議会会長 宮崎 秀一  
(弘前大学教育学部助教授)

3月初旬の日曜日、ショッピングセンターのカバン売り場での会話。( 女児 )「この黒いのが好き。( 父親 )「女の子は赤いランドセルに決まってる。これにしなさい。( 女児 )「わたしは絶対黒の方が似合う。黒を買って。( 母親 )「お父さんの言うとおりにしなさい。わがまま言うなら買ってやらないから。」( 女児 )「……………」

30歳代と思われる両親はわが子の「人権」を侵しているということに気づいていないようです。子どもの権利条約(1989年国連採択、1994年日本で批准・発効)は、子どもにも自分の意見を表明する権利が保障されると定めています(第12条)。また両親の言葉はいわゆるジェンダーの視点からも問題があるでしょう。確かに、表現の自由、プライバシー、男女平等、教育を受ける権利などの基本的な人権の歴史や今日の意義については、中学社会科や高校公民科の中で「知識」としては学んでいるのですが。

今、人権教育・人権学習の意義が再認識され、どけ社会教育、生涯学習の場で種々の取り組みが盛んに行われているのは、こうした( )「頭では分かっている」が、( )「実感をもって身につけていない」ために( )「自身の生活における態度・行動として表せない」という現代人の実態を改善しようとの意図に出たものです。特に日本人の人権感覚の脆弱さの背景には、「お上意識」、「長いものに巻かれる」等、人権の行使や尊重にとってプレーキとなる思惟様式が潜んでいることは否めません。上の第 段階をクリアしても第 段階や第 段階でこれら特殊日本的要因が作用するように思われます。

ところで、近頃は「人権感覚」といえば、女性、子ども、障害者など社会的弱者・少数者に対する国民相互間 いわば水平的局面 における人権尊重という受けとめ方が一般化しつつあるようです。ときにはこうした国家と国民という本来的次元における人権感覚についても、前述の特殊日本的要因との関わりでふり返ってみることも必要です。自分自身の他者との関係における人権感覚と、我々が属する国家・社会システムが正しく機能しているかについての人権感覚の両者が相補的に向上することで、個人の尊厳が確立し自由で平等な社会が築かれるものと思います。

一方、人権保障はすでに地球規模で進展し、人権に関する重要な国際条約が発効しています。国際社会全体が、国籍を問わずに誰もが人間として当然に尊重される時代へ向けて行動を開始しています。たとえば女性差別撤廃条約や子どもの権利条約の批准により日本の国内法制は種々の改正を迫られました。しかし条約と女性や子どもに関する我が国の現行制度との間にはまだいくつもの乖離が残っています(例えば選択的夫婦別姓導入や非嫡出子の相続分差別など)。また難民の受け入れに対する日本政府の消極性がしばしば批判されます。このように、今や我々の人権感覚は 男女のランドセルの色から「ガイン」差別意識に至るまで 国際的にも見直されるべき時代になりました。経済先進国にふさわしく人権保障面でも先進国の地位を得るためには、国際的人権感覚をも視野に入れた人権学習を推進しなければならないでしょう。

ジェンダー 文化的・社会的につくられた男女の差。

## 2 自分の権利が大事。他人の権利も大事。

### (1) 自分の権利と他人の権利

ブラジルの教育学者で、成人教育 や識字教育 に多大な功績を残したパウロ・フレレイは、「人間として生きるということは、他者そして世界との関わりを引き受けるということである」と言っています。

私たち人間は、自然との関わり、社会との関わり、歴史との関わり、そして人間との関わりの中で生きています。「世界人権宣言」では、世界中のすべての人が同等の権利を持つとうたっていますが、すべての人が、他者との関わりの中で、自分の権利だけを主張し始めたらどうなるでしょう。あるいは、自分の権利や自由だけを主張して、他の人の権利や自由を認めようとしなければ、どうなるでしょう。権利と権利がぶつかり合い、憎しみや争いの原因となります。

人間社会では、自分の権利を主張するだけでなく、他人の権利を尊重することが求められます。自分自身が個人として尊重されたいと願うのは当たり前のことですが、だからこそ、他の人の権利を尊重しなければなりません。もっとわかりやすく言えば、「自分が他の人からされたくないことは、自分も他人にしない」ということでしょうか。それが、「お互いに人権を尊重する」社会のもっとも基本的なルールと言えるでしょう。

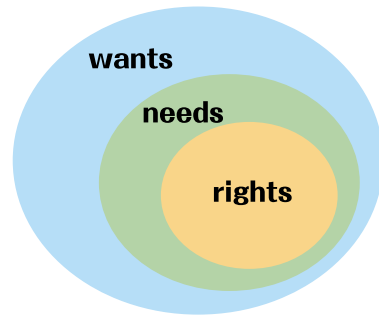
他の人の権利を尊重しようと思えば、時には自分の権利を引っ込めざるを得ないこともあるかもしれません。ただ、いつも他人の権利にばかり気がつかっている必要はありません。他人の権利を侵害しない限り、主張すべき時にはきちんと自分の権利を主張することも必要です。

### (2) 「権利」の範囲

そもそも、「権利」の概念を明確にしておく必要がありそうです。

つまり、「権利」として主張されていることが、本当に「権利」なのかどうかということです。

人間は誰も「～したい」という「欲望・欲求」(wants: ウォンツ)を持っています。当然のことながら、そのすべてが「権利」ではありません。ただ、「欲求」の中には、生きていくためにすべての人間に共通な、どうしても必要なもの(needs: ニーズ)があります。衣食住にかかわる「衣服」や「家」、「食べ物」、あるいは「お金」といったものが挙げられるかもしれません。しかしそれもまたす



べてが「権利」ではありません。

では、「ウォンツ」や「ニーズ」として挙げた事柄の中で、「権利」(rights: ライツ)とはいったいどれに当たるのでしょうか。

また、自分が「権利」だと考えたものが、まわりの人や世界中の人に保障されていると言えるでしょうか。保障されていないとすれば、それはなぜなのでしょう。

それを考えるために、たとえば次のようなアクティビティ(学習ユニット)を試してみることで、ある一つの「気づき」が導き出されるかもしれません。

### アクティビティ2 欲しいもの・必要なもの・権利 「欲求」と「権利」



<b>ねらい</b>	自分たちが欲しいと思っているもの、したいと思っていることを出し合い、その中で「人間が生きていく上で必要なもの・こと」を選ぶ。「世界人権宣言」に書かれている権利と比較することによって、私たちの欲求が権利とどのように結びついているかを考える。	所要時間 60分
<b>進め方</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>5～6人のグループに分かれる。「今、自分が欲しいと思うもの、したいこと」をブレンストーミング(➡P.39)でカードに書き出す。(物質的なものだけでなく、精神的なものも)</li> <li>「欲しいもの」を書いたカードを模造紙に出し合う。一人ずつカードを読み上げながら置くことわかりやすい。</li> <li>「欲しいもの」の中から「人間が生きていくうえで必要だと思うもの」をグループで話し合いながら選ぶ。 例)「庭付きの家」は、必要なものにはならないが、「家」は必要なものになる。</li> <li>グループで選んだ「必要なもの」を分類してタイトルを付ける。</li> <li>各グループから4の結果を発表し合う。</li> <li>発表後、全員に「世界人権宣言」シートを配布して各自で読む。各グループから出た意見と比べ、気づいたことを発表する。</li> </ol>	20分 ↓ 20分 ↓ 20分

**ふりかえりの観点**

- ・ 生きる上で必要なものだけが権利ではなく、権利を実現するための手段や手続きも権利である。
- ・ 「世界人権宣言」に書かれている権利と自分たちが「必要なもの」と考えた権利との相違点がなぜ生じたかについて考える。

**留意点**

- ・ 「世界人権宣言」は、わかりやすく意識したものを使用する。(アニメ絵本『世界人権宣言』アムネスティ・インターナショナル日本支部、谷川俊太郎翻訳協力、金の星社刊など➡P.4～5)

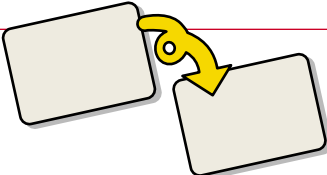
参考:『気づく・学ぶ・広げる 人権学習 人権教育指導者用引き』(和歌山県教育委員会)

成人教育 成人(大人)を対象とした教育。  
識字教育 教育を受ける機会が無く文字の読み書きのできないものに対して日常生活に必要とされる読み書き能力をつけさせる教育。

### (3) 権利と責任

既に記したように、人は誰でも「権利」を持ちますが、その裏には、社会の中で果たすべき「責任」があることを忘れてはなりません。

権利と責任が裏表の関係にあることに気づくために、次のようなアクティビティがあります。



**権利** → **責任**

3

## 権利と責任

権利と責任はウラオモテ

<b>ねらい</b>	人が自由平等に生きていくために、権利が重要であることは言うまでもないが、「権利ばかり主張するわがままな人が多い」という声もよく聞く。どうい時にわがままを感じるのか、「権利カード」と「責任カード」の作成と選択を通して、「権利」と「責任」が深く関連していることに気づく。	所要時間 80分
<b>進め方</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li><b>1</b> 5～6人のグループに分かれる。たとえば、「地域での活動をみんなでするときに認め合いたい権利」について各自で意見を出し合う。ブレインストーミング ▶P.39 の要領でできるだけ多くの意見を出す。それらを集約し、「権利カード」を作る。 例)「自分の意見を聞いてもらえる」/「好きな服装で参加できる」/「疲れたら休憩できる」/「他に用事があればそちらを優先できる」/「誰とも話さず黙って作業をする」/「やりたくない作業には参加しない」</li> <li><b>2</b> 同様に、「地域活動を進める上で生じる責任」についても意見を出し合う。それらを「責任カード」として何枚かのカードにまとめる。 例)「人には気持ちよく接する」/「他の人の意見には耳を傾ける」/「与えられた仕事は最後までやり通す」/「リーダーの指示に従う」/「何のための活動なのかを十分理解する」</li> <li><b>3</b> 「権利カード」の中から無作為に1枚のカードを選び、その権利に対応する「責任カード」を決定する(複数の「責任カード」を選んでもよい)。</li> <li><b>4</b> 「権利カード」3枚について、同様に「責任カード」を選ぶ。</li> <li><b>5</b> 各グループから「権利カード」と「責任カード」の組み合わせを発表する。</li> <li><b>6</b> 全体の場でふりかえりを行う。</li> </ol>	40分 ↓ 30分 ↓ 10分
<b>ふりかえりの観点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一つの「権利」を獲得することによって、「責任」が発生する。</li> <li>・「権利」はみんなが合意して決めたことであるから、それを実現するために努力する「責任」が生じる。また、自分自身の「権利」が尊重されたいと願うならば、他の人の「権利」も同じように尊重することが大切である。</li> <li>・「権利」と「責任」はコインの裏表の関係と言える。</li> </ul>	
<b>留意点</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間がなければ、予め「権利カード」と「責任カード」を企画者が作成しておいてもよい。</li> </ul>	

参考:『気づく・学ぶ・広げる 人権学習 人権教育指導者用手引き』(和歌山県教育委員会)  
『参加型人権教育・啓発ガイドブックワークショップ「気づき」から「行動」へ』(財団法人人権教育啓発推進センター)

多くの人にとって、「権利」と「責任」の関係は、ふだんの生活の中で常に「意識」している事柄というわけではありません。権利の裏には、必ずそれに対応する責任(義務)があるということを私たちはつい見過ごしてしまいがちです。

このようなアクティビティを通して、権利と責任について改めて考えてみるのが、人権学習への「はじめての一步」を踏み出すことになるのかもしれない。

## 3 “<sup>ひと</sup>他人の靴をはいて”(In other people's shoes)

### (1) 偏見と差別

大阪市と大阪人権啓発推進協議会が作成した『人権学習ハンドブック』という小冊子があります。全3冊で構成され、それぞれ「人権とは」、「イメージと認識」、「権利と責任」というタイトルが付けられています。

そのうち、「イメージと認識」の中で、「偏見」と「差別」について、大変的確な説明が掲載されていますので、紹介したいと思います。

同書ではまず「偏見」とは「実際の経験より以前に、あるいは実際の経験に基づかないで、ある人とか事物に対してもつ好きとか嫌いとかいう感情」のことであると定義しています。

その上で、偏見を持った「態度や意見は、なんらかのかたちで、どこかで、具体的な行為・行動として現れがち」であるとします。そして、そのような具体的な行為・行動として発現したものが「差別」であるとしています。

では、否定的偏見がどのように差別に移行していくのか。その段階については、米国の社会心理学者G.W.オールポートの説を紹介しています。それをまとめると次のようになります。

#### 偏見から差別への5段階

1	誹 謗	陰口を言うなどの形で偏見を口にする。
2	回 避	かなりの不便を犠牲にしても、嫌いな人やグループに近づかないようにする。
3	隔 離	能動的・意識的に偏見の相手を拒絶し、分離、隔離追放するようになる。
4	身体的攻撃	相手に対する嫌悪の感情が高まり、暴力の行使となる。脅迫的行為やいやがらせ、殴る、蹴るなど。
5	絶 滅	皆殺し、大量殺戮のような極度の暴力的行為。

たとえば、第3段階にあたる「隔離」とは、歴史的に見ると、特定の民族の強制移住政策や、最近まで続いていた南アフリカのアパルトヘイトなどがこれにあたりますが、個人レベルでも、社会



や組織への参加を正当な理由なく拒絶したり、「仲間はずれ」のようないじめの形態が相当します。  
 このようにどの段階においても、偏見や差別は、程度の差はあれ、国家的、民族的なレベルからごく身近な人間関係に至るまで、あらゆる様相で見ることができるのです。

アパルトヘイト 「隔離」の意。南アフリカ共和国がかつてとっていた人種差別政策。

## アクティビティ 4 非暴力の事例を集めよう

### 暴力に訴えない解決



**ねらい** 日常生活の中で、「いやだな」と「平和だな」と感じたことを挙げ、「いやだな」と感じたことに、どのくらい暴力(精神的・情緒的暴力も含む)が含まれているか考える。暴力的な事柄については、それを回避するためにどのような手段が考えられるか、非暴力的解決策を話し合う。

所要時間 60分

**進め方** 1 4～6人のグループに分かれ、ここ1週間で「いやだな」と感じたこと、「平和だな」と感じたことを、下記のように書き出す。

	「いやだな」と感じたこと 理由	「平和だな」と感じたこと 理由
家庭内		
国内		
国外		

- 2 グループ内で、「いやだな」と感じた中に、どのくらい「暴力」が含まれているかについて考える。また、暴力的な事柄については、それを回避するためにどのような手段が考えられるかについて話し合う。「平和だな」と感じたことの中に、非暴力的な解決が含まれていたらそれを取り上げる。
- 3 非暴力的な解決方法とはどのようなものがあるかを考え、事例をグループ内でできるだけたくさん列挙する。
- 4 全体の場で各グループから発表する。

**ふりかえりの観点** ・暴力とは何かを考えることにより、非暴力の概念が明らかになり、非暴力的な解決方法のアイデアが見えてくる。

**留意点** ・「家庭内」に思い当たるものがなければ、職場や友人関係における経験でもよい。

参考:『人権感覚育成プログラム研究開発事業報告書』(人権感覚育成プログラム研究開発実行委員会)

## (2)他人の身になってみる

「人権学習フォーラム in 八戸」(P.50,P.72参照)で「人権感覚・人権意識とは何か」というテーマで基調講演をいただいた筑波大学教授・福田弘氏に、「In other people's shoes」という言葉を教えていただきました。訳すと「他人の靴をはいて」。つまり、他人の身になって考えてみるという意味です。

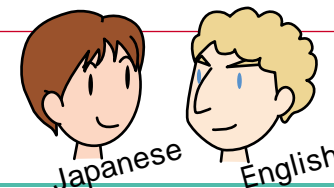
人権を考える際、自分の人権だけでなく、他人の人権が侵害されている状態をどうとらえられるかが大変重要となります。

それは「お互いを認め合う」ということにもつながります。この世の中には、「同じ人」は二人といません。性別、人種、民族、障害の有無などの外見的なちがいでなく、考え方や価値観の異なる様々な人が存在しています。「お互いを認め合う」というのは、それらのちがいをちがいとして認め合うということです。

たとえば「ちがいのちがい」というアクティビティがあります。これは、様々な「ちがい」を通して人間の多様性に気づくことができる学習活動です。

## アクティビティ 5 ちがいのちがい

### 多様性を受け入れる心



**ねらい** 身の回りに見られる、「あってよいちがい」と「あってはならないちがい」に気づくことで、多様性を受容する心を育成する。

所要時間 60分

- 進め方** 1 4～6人のグループに分かれる。ファシリテーターは、各グループに「ちがいのちがい」カードを配る。
- 2 グループ内でカードを1枚ずつ読み上げて、そのちがいが「あっていいちがい」なのか「あってはならないちがい」なのかを話し合いながら分けていく。
- 3 どうしてもグループ内で意見がまとまらないカードは、「どちらともいえない」に分類する。
- 4 ファシリテーターは、全体の場で1枚ずつカードを読み上げ、各グループがどちらに分類したかを確認していく。
- 5 分類が分かれたカードについて、それぞれのグループから意見を述べ合う。また、「どちらともいえない」に分類されたカードについても1枚ずつ検証していく。
- 6 全体の場でふりかえりを行う。

**ふりかえりの観点** ・偏見や差別意識のもとになっている「ちがい」とはどんなものか。  
 ・多様性を認めるとはどのような感覚や意識を言うのか。

**留意点** ・どこに分類するかという「結論」とらわれるのではなく、なぜそのように分類したのかという理由や、考えるプロセスを大切に。

参考:『気づく・学ぶ・広げる 人権学習 人権教育指導者用手引き』(和歌山県教育委員会)

## 4 具体的に人権をめぐる課題を見てみましょう。

「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年3月)では、人権教育・啓発に当たって、今後取り組むべき「人権課題」が挙げられています。その中からいくつかの課題について紹介します。

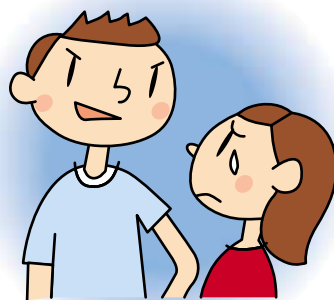
これらの課題について個別に学習することももちろん大切ですが、どの課題も根っここのところでは共通するものがあり、どこかで必ずつながっているとと言えます。

### (1) 女性の人権

どんな問題があるの？

男女間の性差別は、法律上では禁止され、男女平等がうたわれているものの、現実には「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が依然として強く残るとともに、ドメスティックバイオレンス(DV)など、女性に対する様々な形の暴力が社会的問題となっています。

また、子育てに対する負担、就業や雇用の場での賃金格差など、社会構造に関わる差別も依然として残っています。



女性の人権に関わる法律、条例等の動向

国連 / 日本		青 森 県
1985 (昭60)	女性差別撤廃条約の批准 男女雇用機会均等法	
1991 (平3)	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 < 育児休業法 >	
1999 (平11)	男女共同参画社会基本法	
2000 (平12)	男女共同参画基本計画 ストーカー行為等の規制等に関する法律	
2001 (平13)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 < DV防止法 >	青森県男女共同参画推進条例

### 女性の人権に関わる学習

女性への様々な形の差別は、私たちの社会や日常生活の中に根深く残る固定的な性別差別分担意識によるものが多いと言えます。

したがって、女性の人権に関する学習においては、まず、そのような日常的に抱えている自身の意識について「気づく」ことが大切です。そのうえで、真の男女共同参画社会とは何なのかを考え、それに向けた行動につなげていくことが必要となります。

## DV(ドメスティック・バイオレンス)と女性の人権

青森県人権教育・学習推進調査研究委員会委員 三上久美子  
(特定非営利活動法人ウイメンズネット青森 理事長)

《DVは身体的暴力ではありません》

骨折、火傷、打撲痕、刃物を突きつけられるなど身体的な暴力がDVとの認識は定着してきましたが、「おまえは母親として失格者」など悪口雑言で一晩中眠らせない、「能無し。お前は俺がいなければ生きていけない」「おまえの家族がどんなめにあうか…」など辱めや脅す言動で虐待する「精神的暴力」。電話の使用先や外出先まで制限したり、監視する「社会的暴力」。生活費を渡さないとか、収入を知らせないなどの「経済的暴力」。セックスを拒否して殴られるとか、暴力的なセックスを強要する「性的暴力」もDVです。平成16年に改正されたDV法では、精神的に追い詰める、これらの行為も暴力と認定しています。

《DVは特別な人たちの問題ではありません》

女性の社会的・経済的自立が困難な日本社会の土壌は、男女の力関係がそのまま家族に持ち込まれる原因になっています。被害者の女性にも加害者の男性にも特別な傾向がある訳ではなく、男性の職業は多岐に渡り、社会的な地位も高く「とてもいい人」であったりします。家庭崩壊、離婚、別居、家出、病氣、失業、不眠、不登校、非行、ひきこもり、男性恐怖症、DVという犯罪が女性や子どもに耐え難い苦痛を与えながら、被害者が加害者へ、加害者が被害者への犯罪をさらに創り出すことさえあります。

《法律もDV被害者の味方です》

DVを社会として解決すべき課題として平成13年「配偶者からの暴力防止と被害者の保護に関する法律」が制定されました。「殴られる原因をつくる妻が悪い。」と抗弁しても許される暴力はありません。県が設置するDV相談支援センターや警察、保護命令では裁判所が身の安全をはかるための支援をします。民間の支援組織も全国にあります。しかし、DVは毎々人が安全に生きる権利が保障されるかどうかの基本的な人権の問題であるとの視点のもと、総合的な被害者支援の実現が課題として残されています。

配偶者(元配偶者も含む)からの暴力=ドメスティック・バイオレンスをDVと表記しました。

特定非営利活動法人ウィメンズネット青森が実践している中学生を対象としたプログラムを紹介いたします。男女別に分かれて行うワークショップです。

## 女子向け セルフディフェンス教室

### 暴力から自分を守る

TYFFA プログラムをもとに、「備えること」、「気づくこと・防ぐこと」、「守ること」の3つのセッションを通して、体験的にセルフディフェンスを学ぶ。

<セッション1> (20分)

**備える** 説明(力の思い込み / ピンクとブルーの社会通念 / 周囲が責める / メディアの影響 / 性暴力の実態)

<セッション2> (15分)

**気づく 防ぐ** 五感を使おう / 「目で聞く」、「耳で見る」ことの説明  
距離感の実感 / 威嚇の実演 / 生徒威嚇体験

<セッション3> (35分)

**守る** 暴漢に襲われたときの5パターンを実演及び体験

## 男子向け コミュニケーションの力を高めよう!

### 暴力の加害者にも被害者にもならないために

女性の権利を尊重しながら、肉体的・精神的暴力に訴えないコミュニケーションの力を高める。

#### 1 私は誰?

10通りの「私は です」を作り、自己紹介

#### 2 日常会話からロールプレイ

3人1組となり、男の子と女の子の日常会話をロールプレイ(役割演技)し、グループごとに2人の気持ち、関係性について話し合う。

#### 3 相手を尊重する関係をつくるために

メッセージとYOUメッセージ(▶P.61) / ミラリング とアクティブリスニング / 暴力でのコミュニケーションは不可能

#### 4 僕の場合のロールプレイ

再びロールプレイをする。ただし、会話については一部を変える。

#### ふりかえり 2つのロールプレイの違いは何かを考える。

TYFFA 米国・カリフォルニア州立大学で教鞭をとるミッジ・マリノ氏が開発した「心とからだの安全教育プログラム」、いわゆる護身術。現地では「TYFFAセルフディフェンス」として広く知られている。  
ミラリング 相手の発言や行動をそのまま真似することで、自分の行為や音声(他者に与える効果や意味)について気づかせる手法。  
アクティブリスニング(積極的傾聴) 「単純な受容」「内容の再陳述」「感情の反射」「明確化」という4つのポイントを押さえながら、相手の意をくみ質問を繰り返す手法。

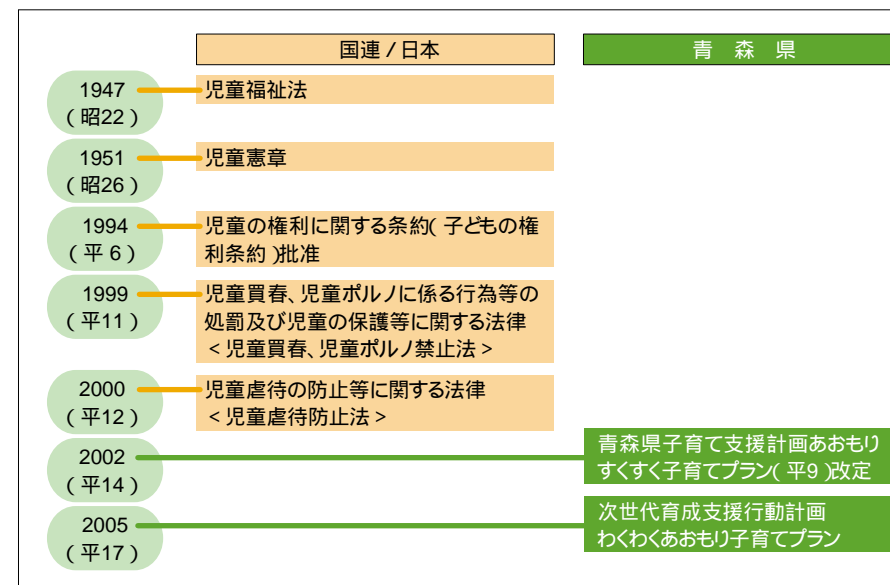
## (2)子どもの人権

どんな問題があるの?

子どもの人権をめぐる問題は、学校でのいじめや体罰、家庭での虐待、社会での児童買春・児童ポルノなど、深刻な問題が起っています。このうち児童虐待は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト(家に閉じこめる、病院に連れていかない、食事を与えないなど)、心理的虐待などを指します。これらの行為は、大人が「しつけ」という名目で行っているものであっても、子どもに著しい苦痛を与え、心身の健全な成長を妨げることになります。



子どもの人権に関わる法律等の動向



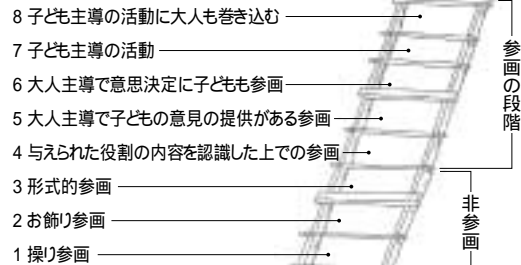
子どもの人権に関する学習

子どもの人権に関する学習においては、子どもたち自身を対象として、自分たちが権利の主体であり、社会の一員であるという自覚をうながすような学習とともに、大人たちがそのことを認めていくような学習が必要です。

いずれにしても、子どもの人権に関する学習の材料の一つとして勧めたいのが、「子どもたちの参画のはしご」です。これはロジャー・ハートという人が示したもので、子どもたちの「社会参画」

には8つの段階があるというものです(図)。

このような材料を効果的に使いながら、子どもの人権について大人も子どもも一緒になって考えるきっかけを作りたいものです。



## 地域の子どもたちとのふれあいを通して

青森県人権教育・学習推進調査研究委員会委員 平間 恵美  
(八戸子ども劇場運営委員)

私はこの一年、地域の中学生と一緒にボランティア活動を通して、いろいろな体験してきました。そして今感じていることは、子どもたちの力は大きく、これからの各地域のまちづくりの中心に必要な力ということです。

この活動を始めた頃、子どもたちが、地域のためにしたいことや思っていることを話し合う機会がありました。その時子どもたちが本当にたくさんの事を想い、考え、提案してくれることに、とてもびっくりしたのです。考えてみると日頃自分の子ども以外に、他の中学生とゆっくり話をする時間などなくて、何をすることも大人のお膳立てだったかもしれません。

ボランティア活動では、地元の商店街でおじいさんとおばあさんのお二人だけでやってらっしゃる八百屋さんの手伝いをしたり、地域のお祭や公民館で小さい子が楽しめるようにと、わたあめや、お菓子入りのさかな釣り、そして人形劇を上演して、地域の皆さんのたくさんの笑顔に出会うことができました。そこで子どもたちは少なくとも、自分たちがその時その場に必要とされている事を実感し、一生懸命自分を好きになつてくれればと願っています。

そんな子どもたちの様子を見ていると、毎日のように報道される子どもを取り巻く事件が、悲しくなりません。お金で動く世の中、子どもたちでさえお金儲けのターゲットとなる、いったい私たち大人はどこへ向かって走っているのでしょうか。人は誰もが幸せに生きる権利があります。子どもは無力、大人は誰もが子どもをいつくしみ、育てる義務があるということを皆分かっているはずなのに、現実には誰もがそうであるとはいえません。だからこそ学ぶ必要があるのだと思います。多種多様な価値観の中で大人が迷っているのは、子どもも希望をもてないのは当たり前なのかもしれません。

子どもを生んでから17年間、家庭での子育てと同時に、子ども劇場の活動の中で、子どもたちと舞台や音楽の鑑賞、また自然の中でかけっこしたり遊んだり、できるだけ同じ時間を共有して泣いたり笑ったりして、感じる心を子どもと一緒に成長させてきた気がします。今回、人権学習の講演などを通して、子どもの感じる心を育ててあげることが大人になって人の身になって考えられる力になっていくこと、そしてそれが相手を認めて、共感できる、人権意識の第一歩になることなど、改めて考えさせていただきました。

これからも、できるだけ子どもと一緒に同じ時間を過ごして、子どもたちの声を聞いていきたいと思えます。そんな中で、身近にやさしく人権の問題を考えられるよう、一人でも多くの方と学習を続けていけたらと思います。親としての役目には区切りがあるかも知れませんが、誰もが社会人として、「子育て」にずっと関わっていけば、地域の中で子どもたちは、守られ、安心して、元気に育っていくことができるでしょう。

## (3) 障害者の人権

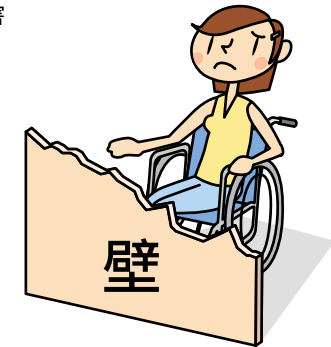
どんな問題があるの？

障害とは、体の組織や器官が傷ついたり、失われたりして、必要な力の一部がもとに戻らず、その結果として、社会生活や日常生活をしていく上で支障をきたしている状態を言います。

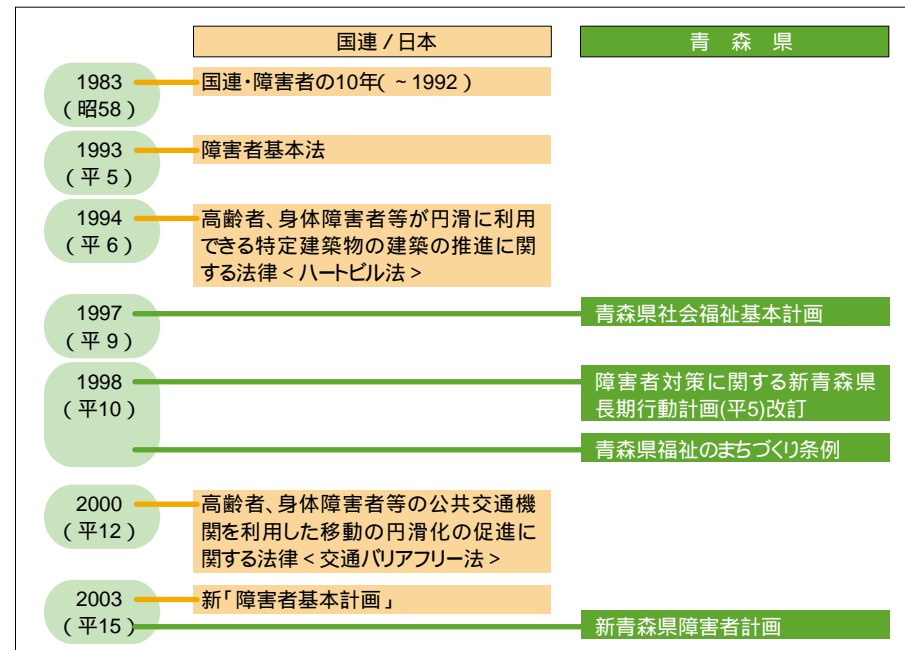
障害のある人々は、社会に存在する右のような様々な「壁」(バリア)によって自立と参加を妨げられています。また、障害者に対する暴行・虐待、雇用上の差別など、様々な人権侵害も起こっています。

障害のあるなしにかかわらず、家庭・地域や職場・学校などで共に日常生活を送り、共に幸福な人生をめざして暮らす社会が、本当はあたりまえの(ノーマルな)社会だという考え方があります。これを「ノーマライゼーション」と呼びます。

- 1 物理的なバリア
- 2 制度上のバリア
- 3 文化・情報面のバリア
- 4 意識上のバリア (心理的なバリア)



### 障害者の人権に関わる法律等の動向



### 障害者の人権に関する学習

ノーマライゼーションを実現するためには、様々な「バリア」を取り除かなければなりません。これを「バリアフリー」と言いますが、障害者との「共生社会」を築いていくためには、まずはこのようなバリアの現状を知り、障害者の立場に立ってみることが大切です。

そのためには、障害のない人たちだけで「考える」だけでなく、障害のある人もない人も共に学び合うことも必要です。

→学習プログラム「ノーマライゼーションって何？」(P.42)

## 障害者の人権

青森県人権教育・学習推進調査研究委員会委員 幾田 せい子  
(福祉ショップ西部施設長)

私が勤務しております職場は、朝8時過ぎ頃から、「おはよう」「おはようございます」という挨拶が飛び交い、元気な笑い声が聞こえる知的障害者授産施設です。

知的障害のある人が、今日になってやっと人権という視点に立って論じられる時代が到来したという思いがしております。これまで常に障害者というレッテルを張られ、その歩いてきた道は苦難の連続であったといえるでしょう。

知的能力が劣ることで、さげすみ、嘲りの的にされて、その人柄の良さとか、人格とかは無いがしろにされてきました。どのような社会状況にあっても、人は自立の意志がまず尊重されるべきだと思いますが、援助を必要とする人に対する「個人の尊重」は軽視され続けてきた長い歴史がありました。

心身に障害があることで、本人が望む望まないに関わらず、幼い頃から親元を離れて、入所施設で生活せざるを得ない子どもがたくさんいました。障害とは無縁の子どもでも、5、6才で親と離れて生活することは大変な出来事であると思われるのに、まして知的障害のある小さな子どもが親の手元を離れて、集団の中で暮らす大変さは、親の側からも子どもの側からも言葉では言い尽くせるものではないでしょう。児童の施設を卒園すると、家に帰れる人はごくまれで、そのまま大人の施設へ移行する人がほとんどです。一方的に施設の支配下に置かれてしまうために生じる人権侵害もたくさんありました。

しかし国際障害者年以降、知的障害者に対する、権利擁護の認識は急速に高まり、「知的障害者の権利の保障」に向かって、ノーマライゼーションの理念を高く掲げ、その歩みは確実に遂げられそうな感がありました。新障害者福祉計画の中で謳われた「すべての障害者に対して豊かな地域生活の実現に向けた体制を整備する」を受けて、障害のある人が入所施設から地域生活に移行し、一般社会の一員として暮らせる時が来たと思われました。平成15年4月から導入された支援費制度では、利用者の自己決定を尊重し、利用者と事業者との対等な関係に基づいて、障害者自らがサービスを選択し、契約する仕組みになるはずでした。

ところがこの制度が始まって一年もたたない間に、支援費制度の財政破綻によって、障害者施設が混迷しているのが現状です。また昨年11月に「グランドデザイン集」が厚生労働省から発表されましたが、今回の改革では、収入の全てを障害基礎年金に頼らざるを得ない一般就労の困難な人も、一律に応益負担が導入される考え方にあります。今後画期的な具体策が生み出されない限りは、賃労働が困難な障害者は、以前と同様に施設に戻って訓練に明け暮れる一生で終わることになるのでしょうか。障害のある人の人権がどうなるのか心配なところです。

### (4)高齢者の人権

どんな問題があるの？



日本では、2015(平成27)年には4人に1人が65歳以上という世界一の高齢社会が到来すると予測されています。

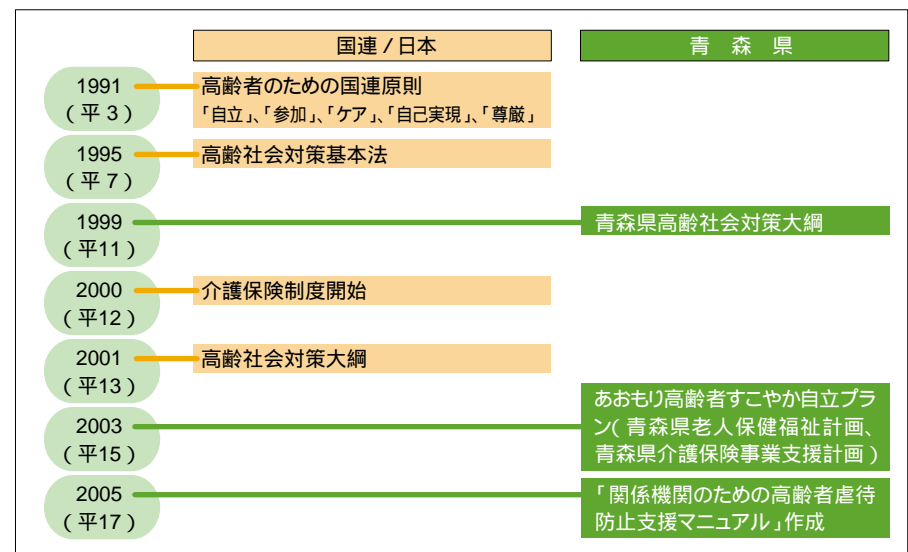
青森県では、県民の全人口に占める高齢者の比率が全国平均17.3%を上回り19.5%となっています(平成12年国勢調査)。平均寿命は青森県は全国最下位ながら、男性75.67歳、女性83.69歳と年々寿命が延びています。

「高齢社会」というと、なんとなく暗いイメージがあるかもしれません。寝たきりになったり、認知症(痴呆)になって介護や医療が必要になり、家族も社会も支えきれない負担が生じることが危機感をつのらせます。

しかし、高齢者の人口も増え寿命が延びた現在、昭和の時代の高齢者のイメージとは違ってきています。平成14年の要介護認定者数は高齢者の15.4%であり、全国的にも8割以上の高齢者は元気な高齢者であるという調査があります。高齢者というと虚弱で支援が必要な存在というだけの時代ではないようです。

ただ、現実には、高齢者虐待など、高齢者に対する偏見や思い込みに由来する人権問題が起こっているのもまた事実です。また、豊かな経験や知識がありながら、年齢を理由に就業や社会的活動への参加が制限されることはあってはならないことです。

#### 高齢者の人権に関わる法律等の動向



## 高齢者の人権に関する学習

誰でも年を重ねることで肉体的・精神的な衰えが生じてきます。これを正しく理解し、高齢者にやさしい社会を作っていくことが求められます。

そのためには、高齢者の立場になって考えてみる、体験してみることとともに、「高齢者は保護すべき弱者」という偏見や思い込みを捨て、高齢者の持つ豊かな知識や経験を社会に生かすという発想が求められます。まずはそのことに「気づく」ための学習が必要です。

### 誰かの役に立ち、自分の存在価値を感じることができる存在

青森県人権教育・学習推進調査研究委員会委員 三上公子  
(特定非営利活動法人活き粋あさむし事務局長)

私たちのNPOが活動の拠点としている青森市浅虫地域は、高齢化率が35%を越えており、高齢社会のことを考えないわけにはいかない状況です。高齢者への支援と高齢者の活躍の場を作ることを優先課題の一つとして活動しています。

私の周りの元気な高齢者の皆さんは自分のことは高齢者とは思っていません。婦人会の皆さんが「お年寄りの買い物を手伝うボランティアに行くのよ」と言っていました。もちろん60歳代から70歳代の元気な高齢者です。彼女たちが言っているお年寄りとは80歳代の援助が必要な施設に入所している高齢者のことでした。

私たちが運営しているコミュニティレストラン「浅めし食堂」でパートでフロア担当しているTさん(66歳)は地元のおばあちゃんたちと顔見知りなので毎日元気に声をかけてくれます。またボランティアでコーヒーを入れているダンディなMさんも70歳になりましたが、マスターと呼ばれるようになります。私を含めスタッフは彼らが高齢者と思っはしません、Tさん、Mさんとしてつきあっています。

元気な高齢者が高齢者の8割を占めているわけですが、元気な高齢者はお迎えを待っている、誰かに何かをしてもらう存在ではなく、誰かの役に立ち、自分の存在価値を感じることができる存在なのだと思います。高齢者への支援は、何かを与えるだけの一方的なサービスではなく、多様な価値観や能力を持った高齢者が活躍できるしくみを作ることが重要になってきていると思います。雇用の問題はもちろんですが、元気な高齢者の元気を支えるためには身近な地域の中で居場所があることや、孤立しないためのしくみをつくることが重要だと思います。

家族の中では、感情の問題や長年の固定した役割があり、なかなか個人の能力を生かしたり、家族からあらためて認められたりすることは難しいような気がします。家ではバツとしないと思われている人でも、地域の居場所があったら、「コーヒーを入れるのがうまいね」とか「漬物がおいしい」と、ほめられるかもしれません。

私たちは隔週の土曜に子ども教室「浅虫コミュニティスクール」をやっています。そこでは地域の高齢者が、「彫刻をほれる」とか、「畑の作業ができる」とか、「郷土料理が作れる」、「茶道の先生」とか、地域の子どもたちから尊敬されるチャンスがたくさんあります。核家族化が進み、高齢者とともに生活したことがない子どもたちが増えています。高齢者の施設訪問で出会う高齢者だけが高齢者なのではなく、身近な地域にいるような高齢者がいることを教えたいと思います。地域の高齢者との交流により、自然に高齢者と子どもたちが異文化を分かち合い、認め合えたらと思います。

急速に高齢化が進み、寿命が延長しているこの変化に対応できるように、高齢者自身も地域の人々も新たな高齢者の生き方を考える必要があるのではないのでしょうか。

コミュニティレストラン NPOなどが地域住民の交流や地域経済の活性化、雇用創出などを目的に設立する新しい形態のレストラン。  
コミュニティスクール 地域社会と一体となって教育活動を行う学校。

## (5)感染症・難病患者等の人権

### どんな問題があるの？

HIV、ハンセン病といった感染症や難病については、必ずしも正しい知識や情報が普及しているとはいえず、偏見に基づく差別や不当な処遇を受けている人がいます。

たとえば、過去には伝染病とも遺伝病ともいわれ、患者の隔離も行われたハンセン病は、もともと伝染力の弱い感染症であり、現在では完治可能な病気です。昭和28(1953)年に制定された新「らい予防法」により、患者の隔離が引き続き行われていましたが、平成8(1996)年、同法はようやく廃止されました。

また、エイズの原因となるHIVウィルスも感染力は弱く、正しい理解があれば日常生活の中で感染することはありません。また、「HIV患者＝エイズ患者」という誤解もまだにあります。

昭和63(1988)年、「エイズ予防法」が定められましたが、感染者や患者の人権侵害のおそれがあったことから、平成11(1999)年に廃止され、同年新たに「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。

同法では、過去にハンセン病やエイズ患者に対する「いわれのない差別や偏見が存在した」という事実を重く受け止め、これを教訓として今後を生かし、感染症の患者等の人権を尊重することが明記されています。

### 感染症・難病患者等の人権に関する学習

多くの人は、感染症・難病患者の人と日常的に接することが少ないと思われるのですが、まず、正確な医学情報を知ることが必要です。この人権課題については、特に「正しい知識と理解」を持つことが差別や偏見をなくするための大きな前提となるでしょう。

また、当事者である患者の人と同じ学びの場を共有することで、さらに深い共感的理解を得ることができるでしょう。

- ➡学習プログラム「ハンセン病について正しく理解していますか？」(P.47)
- ➡学習プログラム「エイズについて正しく理解していますか？」(P.48)

エイズ=AIDS (Acquired Immuno Deficiency Syndrome) 後天性免疫不全症候群。  
HIVに感染すると、免疫機能が破壊されて体の抵抗力が低下し、発病すると様々な感染症やがんにかかりやすくなる。エイズの治療薬はまだない。

HIVウィルス (Human Immunodeficiency Virus) ヒト免疫不全ウィルス。

## ハンセン病と人権

青森県人権教育・学習推進調査研究委員会委員 福西 征子  
(国立療養所松丘保養園長)

### 1 ハンセン病に関する古い歴史の記述

紀元前13世紀の旧約聖書に、「レプラ(らい)は、…その患部が身にある間は汚れたものとしなければならない。その人は汚れたものであるから、離れて住まなければならない」などの厳しい戒律が記されていますが、この場合の「レプラ」は、今日いわれているハンセン病ではなく、広義の皮膚病を指していたようです。古代中国では、紀元前3世紀の論語に、ハンセン病に罹った弟子の伯牛を見舞った孔子が、「伯牛はもうだめだ。天命である」と嘆いたとされており、その当時のハンセン病に対する考え方が理解されます。

日本では、日本書紀・推古天皇20年の、「白癩」の記載が最古の記録です。9世紀に編纂された「養老令」の注釈書「令義の解」が、「同じ床に入ってはならない」などと記しており、当時は、伝染(感染)する病気と考えられていたらしいということが解ります。

その後、「法華経」や「智度論」などの仏典が、中国を経由して日本に伝わると、「諸病の内でもハンセン病は最も重症であり、宿罪のゆえに治癒しがたい」という疾病観が、日本古代説話および文学などを通して、広く深く、民衆のなかに浸透して行きました。

17世紀の江戸時代になると、「家筋意識」を背景にした「ハンセン病は血縁者間に限って伝染(感染)する」という考え方が広まり、家族を巻き込んだ差別観が生まれました。

### 2 近年の日本のハンセン病対策

「らい予防法」廃止以前:1873年、ノルウエーのアルマウエル・ハンセン博士によって、ハンセン病の結節病理標本から「らい菌」が発見されました。その後、1897年の「第1回国際らい会議」において、「ハンセン病は、らい菌を病原菌とする慢性伝染病(感染症)である」と公式に認められ、遺伝病説は否定されました。

この会議に出席者を送っていた日本政府は、1907年に「癩(らい)予防に関する件」を、1931年に「癩(らい)予防法」を公布・改正し、ハンセン病の人々の強制隔離を始めました。

確実な治療薬がなかった時代の「癩(らい)予防法」の法理念は、「ハンセン病は、らい菌を病原菌とする慢性伝染病であるが、一度罹患すれば不治」というものであり、「公共の福祉」のために、ハンセン病の人々を療養所内で生涯療養させることを基本方針としていました。

また、前時代の遺伝病説を十分否定しないまま、無らい県運動などを通して、伝染病としての啓発を行ったことから、「ハンセン病は遺伝し、且つ、伝染する恐ろしい病気である」という二重の誤解を生み、患者と、その家族の被害を大きくしました。

1946年に、青森県出身の石館守三博士によってプロミンが国産化されると、化学療法が行われるようになり、ハンセン病は治癒する病気になって行きました。しかし、1953年、新「らい予防法」が公布され、1950年代後半まで、第2次大戦後の新たな「無らい県運動」と「強制隔離」が進行しました。

「らい予防法」廃止以後:1996年、「らい予防法廃止に関する法律」が公布され、90年あまたに及んだ「予防法」に基づくハンセン病対策に終止符が打たれました。また、2001年には、「らい予防法違憲国賠訴訟事件」の熊本地裁判決に対して、国が控訴を断念したため、補償法や社会復帰支援制度の整備が進みました。しかし「ハンセン病は遺伝病ではなく、感染性の弱いらい菌を病原菌とした慢性感染症であり、早期発見・早期治療すれば完治する」という事実の周知はもとより、社会に根強く残っている偏見と差別の払拭は容易でなく、患者・元患者の人々の人権回復は名実共に困難を極めています。

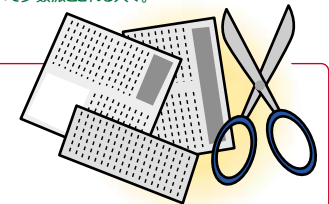
## (6)その他

ここで取り上げた課題のほかにも、同和問題 やインターネット上の人権問題、また、アイヌの人々、日本に住む外国人、刑期を終えて出所した人、犯罪被害者、性的マイノリティ の人々などに対する人権侵害など、様々な人権課題があります。

「人権」という言葉を使わずとも、私たちのまわりには、こうした多くの人権課題が存在しています。それらを自分に引きつけて受け止め、考えるために、新聞記事から「人権」に関わる記事を集めるといったアクティビティを紹介します。

**同和問題** 日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別により、国民の一部が職業や住まい、結婚、交際、服装などを制限されるなどしてきた問題。

**性的マイノリティ** 自分の性に違和感を持つ性同一性障害や同性愛など、性的指向において少数派とされる人々。



### アクティビティ6 新聞記事で探す人権

人権は身近に見つけられる

#### ねらい

新聞から、「人権」に関わると思う記事を切り抜き、それを「人権新聞」としてグループごとに再編集する。切り抜いた記事はなぜ「人権」に関わるのか、「誰の」人権に関わるのか、人権侵害だとすればどうすれば解決できるのかを考える。

所要時間  
60分

#### 進め方

- 1 4～6人のグループに分かれ、各グループに1日分の新聞を配る(グループごとに別の日の新聞にする)。
- 2 グループごとに手分けして新聞記事の中から「人権」に関わる内容の記事を探し出し、切り抜く(記事が両面に載っている場合は、一方をコピーする)。切り抜いた記事はB4判大の台紙に貼り付ける。
- 3 切り抜き作業が終わったら、それぞれの記事について、グループ全員で読み合い、どのような形で「人権」と関わっているのかを考える。
- 4 それぞれの記事に、「人権」という言葉を必ず用いながら見出しをつける。
- 5 全体の場で各グループから切り抜いた記事について発表する。
- 6 他のグループの切り抜きと共通点で結ばれるものがあれば、それらの記事を同じ模造紙に貼り付け、大きな見出しをつける。
- 7 全体の場でのふりかえりをする。

20分

20分

10分

10分

#### ふりかえりの観点

- ・「人権」は、様々な視点からとらえることができる。
- ・一見、人権問題とは関係のない記事であっても、どこかで人権問題とつながっている出来事が多い。

#### 留意点

- ・切り抜いた記事をもとに、グループごとに「人権コラム」や「人権新聞」を作成するという展開でもよい。

参考:『人権学習アイデア集 社会同和教育指導資料』(栃木県教育委員会)

# 学 ぶ 第2章 人権学習のススメ

## 1 人権学習で何がどう変わるの？

### (1) 人権学習の目的は「人権感覚・人権意識」を高めること

人権感覚・人権意識という言葉の意味については、たとえば、次のような説明があります。

#### 【人権感覚】

人権の大切さや価値、人権が擁護され、実現されている状態を感知し、これをよしとし、反対に、これが侵害されている状態を感知してこれを許せないとするような、価値志向的な感覚。

#### 【人権意識】

人権感覚を行動に結びつける働きをする意識。例えば、差別を変えようとする意識。

(『人権感覚育成プログラム研究開発事業報告書』平成14年)

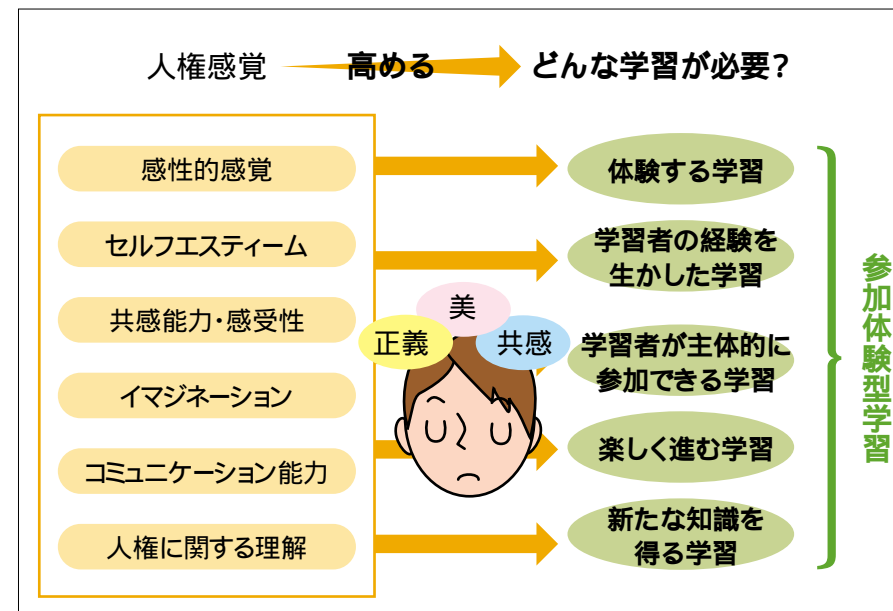
同報告書の中で、福田弘筑波大学教授は、人権感覚を構成する要素として、次の6点を挙げ、これらの要素を高めることが、人権感覚を育成することになるとしています。

正義感覚、真理感覚、美的感覚などの感性的感覚  
 感覚主体、判断主体としての個々人のセルフエスティーム(自己尊重の感情)  
 共感能力・感受性(感受さ)  
 想像力(イマジネーション)  
 繊細なコミュニケーション能力  
 人権に関する科学的・客観的理解

では、実際に、これらの要素を教育・学習によって高める、つまり人権感覚を育成するためにはどのような学習が必要なのでしょう。

### (2) 人権感覚を高める / 育成するための学習

人権感覚を高める / 育成するための学習は、前のページの ~ に照らし合わせると、次のような図で表されます。



「感覚」は、知識を習得するだけでは育てることはできません。人権感覚も、人権についての理念や目的、意義などを単に「知識」として習得するだけでは「高める」ことはできません。

たとえば、正義感覚、真理感覚、美的感覚といった、もって生まれたものによる大きな感覚は、幼児期からの様々な教育の場で、体験的に豊かな情操を育むことが大切です。

また、共感能力、コミュニケーション能力といった他者との関わりの中で養われる能力については、擬似的な体験や他人とのコミュニケーション体験といった、学習者の主体的な参加を促すような学習活動を通して高めることが期待されます。

このような「体験」や「参加」を含む学習方法を「参加体験型学習」と呼びますが、人権感覚を高めることを目的とする学習は、参加体験型学習が大変有効であるとされています。

人権を「人権問題」としてのみとらえたり、自分とは直接関係のない遠い世界のことととらえれば、人権に関する教育や学習の場は、問題を「解決」するための、あるいは「知識」を得るための場となり、おのずと「堅苦しい」ものとなりがちです。もちろん、そのような学習も場合によっては必要ですが、それだけでは人権感覚が本当に身についたものとはなりません。

人権感覚を身につける学習を効果的に進めるためには、参加体験型学習について知ることがまず求められるでしょう。



## 2 どんなふうに進めたらいいの？

### (1) 参加体験型学習って？

#### 楽しい学習

参加体験型学習とは、参加者(学習者)主体の手法や体験的な活動を取り入れた学習のことです。一般には、知識を中心とした「教え込み」だけではなく、ゲーム的な要素を取り入れた「楽しい学習」とらえられています。

たとえば、参加体験型学習では、最初に「アイスブレイキング」という学習活動が行われます。

アイスブレイキングとは、文字通り、参加者の「氷のように固まった気持ち」をやわらげるための自己紹介やゲームなどの活動を指します。アイスブレイキングには様々な方法があります(P.33

~35参照)が、いずれにしても、参加者の「笑顔」を引き出して場の雰囲気を明るくし、さらには参加者どうしお互いにどんな人なのか「知り合う」という点にねらいが置かれます。アイスブレイキングでまず「楽しい雰囲気づくり」を試みることによって、その後の学習活動を和やかに進めることができるのです。

#### 意識の変容を促す学習

参加体験型学習は、最終的には学習者の人権に対する「意識の変容」をめざす学習です。したがって、そのプログラムは、学習者の意識の流れに沿ったプログラムとすることが大切となります。また、「ともに学ぶ過程を大切にする」のが参加体験型学習の大きな特徴と言えます。



#### 参加体験型学習の特徴

- ・ともに学ぶ過程を大切にする。
- ・話を聞いて頭で考えるだけでなく、行動を通じて学ぶ。
- ・双方向のコミュニケーションを図ることによって、対等で平等な関係づくりを進めようとする。
- ・参加体験型学習の「進行役」が「ファシリテーター」。

森実『いま人権教育が変わる』より

### (2) 参加体験型学習プログラムの企画と運営

#### 参加体験型学習プログラムのなりたち

では、参加体験型学習とは、具体的にどのような形になるのでしょうか。また、どのように参加体験型プログラムを作ればいいのかのでしょうか。

#### 参加体験型学習プログラムのなりたち【例】

アクティビティ (学習ユニット)	主な学習活動
<b>起</b> アイスブレイク	自己紹介、グループ分け
アクティビティ	[講義] テーマ「 」 ↓ [グループ協議] ↓ 講義内容についての話し合い [質疑応答]
<b>承</b> アクティビティ	[ロールプレイゲーム] テーマ「 」 ↓ [グループ協議] ロールプレイのふりかえり
<b>転</b> アクティビティ	[グループ協議] テーマ「 」を解決するために自分たちが できることは何か KJ法を用いてアイデアを整理
アクティビティ	[発表会] グループごとにKJ法の成果を発表
<b>結</b> ふりかえり	グループごとに全体の感想を述べ合う ふりかえりシートの記入

ワークショップ(参加体験型学習の「場」)

「参加体験型学習の場」を「ワークショップ」と呼びますが、その学習プログラムは、様々な参加型手法による「アクティビティ」(学習ユニット)を配列して形づくられます。

この例では、アイスブレイキングに始まり、ロールプレイ(▶P.39)やKJ法(▶P.39)などの参加型学習手法を散りばめながら、基本的にはグループ単位の協議(話し合い)を中心としたプログラムとなっています。

最後に「ふりかえり」が設けられていますが、これは、このプログラムによって自分自身の意識が「どのように変わったのか」を確認する時間と考えていいでしょう。

また、「アクティビティ」には「講義」が含まれています。「講義」は参加体験型学習ではないと思われるかもしれませんが、もちろん、話を聞きっぱなしの講義なら「参加体験型」とは呼べませんが、この例の場合、講義のあとに「グループ協議」を設けて講義内容への理解を深めるとともに、次のアクティビティである「ロールプレイ」に学習者の意識をつなげるようにしています。このように、「講義」も、工夫次第では参加体験型学習の一部とみなすことはできるのです。

ワークショップの進行役 = ファシリテーター

「ファシリテーター」というのは、「ファシリテート」( = 容易にする、促す ) する人、つまり「促進者」という意味です。

ワークショップにおいては、全体の進行役を務めるとともに、参加者の学習活動やお互いのコミュニケーションが円滑に進むよう、様々な方法で働きかけたり促したりする役割を果たすのがファシリテーターです。

ファシリテーターに求められる姿勢として、次のようなことが言われています。

学習者の主体性を尊重し、操作的な言動は慎む。  
 講座全体が開放的になるような雰囲気づくりを心がける。  
 現在の状況に至るまでのグループの討議プロセスを把握しておく。  
 問題の解答を教えるのではなく、解決は学習者自身に委ねる。

参加体験型学習の場では、このようなファシリテーターの姿勢が成否を大きく左右すると言えるでしょう。

忘れてはならない「参加させられない」権利

参加体験型学習を運営する際に、気をつけなければならないのは、「参加の強制」です。参加



体験型学習は、あくまでも「主体的」な参加を求めるものですから、むりやり「参加」させたり「体験」を強要することは避けなければなりません。

これを参加者からの視点で見れば、「参加させられない権利」を持つということになります。ただし、第1章で述べたように、「権利」の裏側には必ず「責任」があります。この場合は、「他の参加者の学びを妨げない」という責任が生じることになるでしょうか。つまり、主体的に参加や体験をしようとしている参加者の学習活動を邪魔したり、そのための協力を拒むといったことがあってはならないということです。



### (3) 参加体験型学習に「慣れていく」

ある町の社会教育担当職員から「町民の多くは“ワークショップ”とか“グループでの話し合い”とか、とにかく“何かやらされる”講座は嫌がる傾向がある」という話を聞きました。大人の学習者は、知識伝達型の学習(つまり講義や講演を聴くという学習方法)に慣れていて、自分の意見を言ったり、体験してみなさい、という学習には抵抗を感じる人が多いのは確かです。

参加体験型学習に徐々に「慣れていく」ことが大切かもしれません。

グループでの話し合いで、自分の意見がたとえ少数意見であってもそれがきちんと学習の過程として残るうれしさや、学習を通して人と「つながる」ことの楽しさ、心地よさを実感してもらうこと、そうした体験が広がることで、参加体験型学習が「珍しい」ものではなくっていくのではないのでしょうか。

急がず、しかし時には大胆に、参加体験型学習に触れる機会を増やしていくことが大切です。

### (4) <sup>くるたの</sup>「苦楽しい」ワークショップ

「カキケコ」の学習、「アイウエオ」の学習という言い方があります。「カキケコ」とは、カタイ、キビシイ、クルシイ、ケンテキナ( = 権威的な )、コワイ。「教える 教えられる」という教室型の学習によくありがちな雰囲気です。

これに対して、「アイウエオ」とは、アカルイ、イイカゲンナ( = ちょうどよいという意味 )、ウレシイ、エガオノ( = 笑顔の )、オモシロイ。参加体験型学習の場は、このような「アイウエオ」の学習の場と違っていいでしょう。

しかし、「ただ楽しければよい」では、ややもすれば表面的で深みのない学習に陥ってしまう可能性があることも否定できません。「今日のワークショップは楽しくてあっという間に時間が過ぎてしまった」という感想が意味するのは、「体験したこと、気づいたこともあっという間に忘れてしまった」と

ということにもなりかねません。「楽しくなければワークショップじゃない」ことは確かですが、同時に「楽しいだけでもワークショップじゃない」とも言えるのではないのでしょうか。

参加体験型学習は、他の参加者との交流やコミュニケーションがあってこそ成立します。参加者は、それぞれにいろいろな生活経験や考え方を持っていますので、たとえば「話し合い」の中で、自分とは異なる考え方に出くわすことはいわば当然のことです。異なる意見に出会ったとき、自分の考えと突き合わせ、心の中で、あるいは実際に口に出しながら、様々な葛藤が生まれます。それはもしかしたら「楽しい」とは正反対の「苦しい」瞬間かもしれません。

しかし、そのような「楽しい」中にも「苦しい」過程を経てこそ、自分の中に潜む偏見や誤ったイメージへの問い直しが行われるのです。楽しいだけではなく、いわば「苦楽しい」学習の場こそ、本当の意味の参加体験型学習の場と言えるのではないのでしょうか。

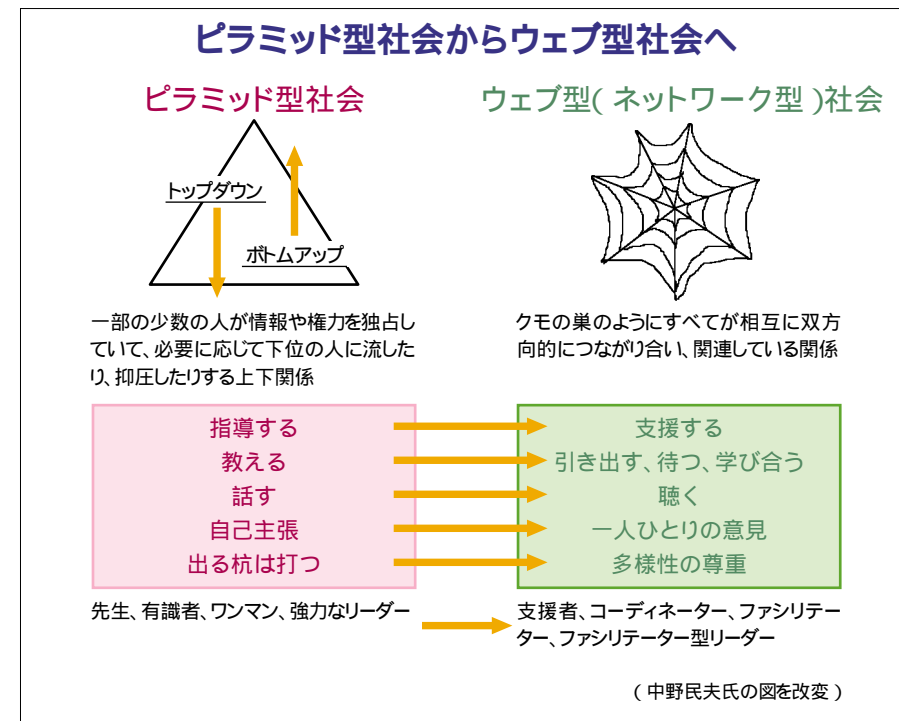


三戸町でのワークショップの様子



### (5)参加体験型学習の場そのものが人権学習の場

参加体験型学習は、ある特定の「学習の場」における学習方法であると同時に、「学習の場」そのものでもあり、さらに学習者を取り巻く社会的な文脈(職場、学校、家庭、地域、組織など)のありようを大きく変える可能性を持っているとらえる見方もあります。つまり、従来の「ピラミッド型社会」から、ヨコのつながりを重視する「ネットワーク型社会」(クモの巣にたとえて「ウェブ型社会」という場合もあります)への移行をも見通す力を持っているというものです。



このような社会を考えると、一つのきっかけとなるのが参加体験型学習という学びの場であることはまちがいない。たとえば、参加体験型学習における「グループでの話し合い」は、実際の地域や職場でのコミュニケーションを見直すことにつながるでしょうし、人権感覚を踏まえた円滑なコミュニケーションづくりのためのトレーニングの場とも考えられます。

参加体験型学習が広まることにより、風通しの良い組織や地域社会が展望できるのではないのでしょうか。

## アイスブレイキング(アイスブレイク)の例

参加体験型学習の場でよく使われる、自己紹介のアイスブレイクとグループづくりのためのアイスブレイクの手法をいくつか紹介します。

### 自己紹介のアイスブレイク

#### ほめたり励ましたり

##### 進め方

(1) むいとかみつけ(5分)

自由に歩き、出会った人と握手をしてジャンケンをする。勝った方は、自己紹介をし、負けた方は、聞き役となる。自己紹介が終わったら、聞き役は、「それはすばらしいですね!」と絶賛し、どこがすばしいのかその理由を述べる。自己紹介をした方はお礼を述べ、役割を交代する。

(10分)

(2) よかったですね(5分)

ジャンケンをするところまでは(1)と同じ。勝った方は自己紹介をし、最近困ったことや悩んでいることを打ち明ける。負けた方はそれを聞き、「でも、良かったじゃないですか」と対応し、相手の言った困ったことや悩んでいることについて見方を変え、肯定的にとらえ、相手の心を和らげる(多少無理があっても良い)。自己紹介をした方はお礼を述べ、役割を交代する。

##### ふりかえりの観点

・ほめられたり、励まされたりするとどんな気持ちだったか感想を述べ合う。また、ほめること、励ますことのどちらが難しかったかについても話し合う。

##### 留意点

・同じ人とじっくり話し込む人がいてもかまわないが、ファシリテーターは相手を見つけられずにいる人がいないかどうかさりげなく観察し、時間内にできるだけ多くの人と自己紹介ができるように促す。

参考:『人権学習プログラム集 ワークショップ活用のアイデア』(栃木県教育委員会)

#### おにの頭文字

##### 進め方

4~6人のグループに分かれる。

自分の名字と名前のそれぞれの頭文字で始まる「自分をプラスに表現する形容詞」を考え、用紙に記入する。(「山田太郎」の場合、「やさしい山田」「たよれる太郎」のように)グループ内で、考えた形容詞を名字と名前の前につけて自己紹介する。

(5分)

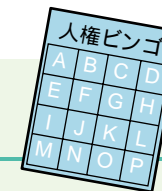
##### ふりかえりの観点

・自分をプラスに表現することについて、どんな気持ちか感想を述べ合う。

##### 留意点

・形容詞が思い浮かばない場合は、必ずしも頭文字になっていなくてもよい。

参考:『人権学習プログラム集 ワークショップ活用のアイデア』(栃木県教育委員会)



#### 人権ビンゴ

##### 進め方

参加者に予め下記のようなビンゴカードを1枚ずつ配布する。

参加者は会場内を自由に移動し、ビンゴカードに書かれたA~Pのような人を見つけ、名前等を聞く。

(20分)

所定の欄の指示にしたがって記入し、握手をして別れる。ビンゴカードに記入された箇所が、タテ・ヨコ・ナナメいずれかそろえばビンゴとなり、あがりとなる。

##### ふりかえりの観点

・A~Pのうち、該当する人を見つけやすかったもの、見つけにくかったものはどれか。またそれはなぜか。  
・ゲームの中で印象に残った人がいるか。またそれはなぜか。

##### 留意点

・答が出せるもの(C、K、L、M、Nなど)については、予め正解を調べておき、ふりかえりの時に伝えるようにする。

##### 【ビンゴカード例】

<b>A</b> 今、自分は充実した人生を送っていると感じている人 名前 なぜ?	<b>B</b> 他人をうらやましいと思ったことがある人 名前 だれを? なぜ?	<b>C</b> 小説『橋のない川』の作者を知っている人 名前 だれ?	<b>D</b> 日本国憲法の中の条文を2つ以上知っている人 名前 なに?
<b>E</b> いじめられたことのある人 名前 なぜ?	<b>F</b> 最近読んだ本か映画で、深く心に残っているものがある人 名前 なに?	<b>G</b> 外国語のあいさつを3か国語以上言える人 名前 なに?	<b>H</b> 友達の中に、自分と違う国籍の人が2か国以上いる人 名前 どこ?
<b>I</b> 「世の中不公平だな」と感じたことがある人 名前 なぜ?	<b>J</b> 「フォスタペARENT」を知っている人 名前 なに?	<b>K</b> 「子どもの権利条約」が締結された年を知っている人 名前 いつ?	<b>L</b> 我が国が韓国を合併した年を知っている人 名前 いつ?
<b>M</b> 今年が「国際・・・年」かを知っている人 名前 なに?	<b>N</b> 今の文部科学大臣の名前を知っている人 名前 だれ?	<b>O</b> 自分の住む地域社会の何かの問題や事柄にかかわったことがある人 名前 どんなこと?	<b>P</b> 余暇を十分楽しんでいると思う人 名前 なぜ?

参考:『人権感覚育成プログラム研究開発事業報告書』(人権感覚育成プログラム研究開発実行委員会)

## グループづくりのためのアイスブレイク

### じゃんけんグループング

- 進め方** (10分)
- (1) じゃんけん肩たたき (5分)  
時間内にできるだけ多くの人と自己紹介しながらじゃんけんをする。1回勝負で、勝った人は負けた人の肩を10回たたいてあげる。あいこの場合は、互いに10回ずつたたき合う。
- (2) じゃんけんトレイン (5分)  
2人でじゃんけんをして、負けた人は勝った人の後ろにまわり肩に手をかける。同じように、勝った人は次の相手を探してじゃんけんをしていき列車のように連なっていく。最後に一つの輪になり、5～6人のグループを作る。

- ふりかえりの観点**
- ・じゃんけんで勝ち続けた人、負けが多かった人に、どうも気持ち良かったか感想を聞く。また、あいこの場合どんな気持ちがあったかについてもふりかえる。

参考:『人権学習プログラム集 ワークショップ活用のアイデア』(栃木県教育委員会)

### 同類項さがしでグループング

- 進め方** (15分)
- 全員が輪になり、名前と簡単なプロフィールを一言ずつ言う。全員が自己紹介し終わったら、会場を自由に動き回り、自分と「同類項」を持つ仲間を積極的に見つけて、4～6人のグループを作る。グループができたらすわる。全員がグループに入ったら、各グループからどんな「同類項」グループであるか紹介する。

- ふりかえりの観点**
- ・本当は「同類項」ではないのに、グループに入るために「同類項」であるフリをした人はいないか確認する。もしあれば、その時の気持ちを聞いてみる。
  - ・「自分」は、「他人」によって作られるものだけであることを確認する。

- 留意点**
- ・ファシリテーターは、グループに入ることができない人に配慮する。
  - ・プログラムの途中で行ってもよい。

参考:『人権学習プログラム集 ワークショップ活用のアイデア』(栃木県教育委員会)

## 3 「人権」という言葉を使わない人権学習

「人権学習」は、「人権」の専門家でなければいけないものではありません。すべての人が自身自身の問題として、あるいは社会全体の問題として人権をとらえ、人権感覚や人権意識を高めることが必要です。

したがって、「人権学習」は「環境学習」や「国際理解教育・学習」といった個別の学習と並列にされるものではなく、あらゆる学習の機会において行われるべきものです。あえて「人権講座」とうたわなくても、人権学習はできるということです。そのためには、あらゆる講座のプログラムに、人権感覚や人権意識を高められるような「しかけ」が必要となります。

### 「人権啓発」と「人権教育」

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年法律第147号)によれば、「人権教育」とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに関する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいうと定義されています。「教育活動」と「啓発活動」という用語の違いはあるものの、人権を尊重する感覚や意識を高めるとい点では、目的は同じといってよいでしょう。また、個々の活動の中で、様々な形で人権に関する学習活動が行われるという点でも共通点があります。

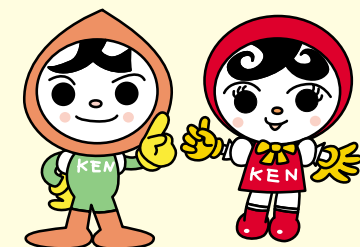
「人権啓発」に係わる活動は、全国的には法務省の人権擁護局が中心となって行われています。

人権擁護局は、国民の人権擁護に携わる中央の行政機関ですが、その下部組織として、本県においては、青森地方法務局に人権擁護課が設けられており、様々な人権擁護機関が人権擁護のための活動を行っています。それらの活動のうちの一つに人権啓発活動があります。

具体的には、シンポジウム(▶P.39)・講演会・座談会・討論会・映画会などの開催、各種イベントへの参加、テレビ・ラジオ・有線放送などによる放送、新聞・広報紙への掲載、パンフレット・チラシなどの配布、ポスター・懸垂幕・横断幕・立看板の掲示、広報車による巡回など、いろいろな活動が行われています。

また、平成10年度から都道府県単位で、また平成12年度からは市町村単位で「人権啓発活動ネットワーク」の整備に取り組んでおり、本県でも「青森県人権啓発活動ネットワーク協議会」が設立され、県内で人権啓発活動を実施する主体間の横断的なネットワークの形成が図られています。

学校教育や社会教育における人権教育においては、これらの啓発活動の現状を見極めつつ、さらに意図的・継続的な働きかけを目指す必要があります。



人権イメージキャラクター  
「人KENまもる君・人KENあゆみちゃん」

## 学校における人権教育～一人一人を大切に～

青森県人権教育・学習推進調査研究委員会委員 葛西 禮子  
(青森市立後潟小学校長)

子どもを巡る胸の痛くなる様々な問題が後を絶ちません。そうした中で、子どもたち一人一人が、今を、そして、未来を、一人の人間として幸せに生きるために、人権尊重の理念についての正しい理解を定着させることが、学校における人権教育であると考えます。学校において人権教育を進める際には、「人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年)」を踏まえ、子どもたちの発達段階を考慮した、計画的継続的な取り組みが大事になります。

では、学校では、どのような取り組みがなされているのでしょうか。

まず、文部科学省が平成9年度から、人権教育開発事業の一環として実施している「人権教育総合推進地域及び人権教育指定校」の事業があります。県内のこれまでの取り組み内容を見ますと、自己実現等をテーマにした、ボランティア活動や交流活動、学習指導にかかること、学校間連携や地域全体での人権教育の推進等の、幅広い実践が行われています。

また、人権教育に直結するものとして、それぞれの学校で行われている『心の教育の充実』があります。道徳教育を核とした取り組みとして位置付けられることが多いのですが、見方を変えると、人権についての知識・情報を伝える啓発的な取り組みであり、いじめや体罰、虐待などの個別の人権課題の取り組みでもあります。最近では、知識や情報を受け取るどちらかといえば受け身的な学習から、子どもたちが主体的・能動的に取り組めるように配慮した参加体験型の学習が取り入れられていますが、体験不足・コミュニケーション不足といわれる子どもたちには、学習で得た気づきや学びを行動化させる、技能を習得させていく学習もが必要であることを強く感じます。

“一人一人が居場所のある学校”を目指している、本校の状況を簡単に紹介します。取り組みにあたり、子ども一人一人を共感的に理解することと、教育活動では主体的にかかわることや協働性を体験させ、自己有用感を実感させることを大事にすることを、全職員で共通理解しました。自分のよさを確認できる活動の場を設定し、認め励ましていく手立てを工夫した活動としては、笑顔での挨拶と「はい」の返事を身につけさせることから始まり、全校朝会で、和やかな関係作りのための活動を行ったり、「さんのここが好きです」「自分のいいところは～です」と紹介し合ったりすることで、自己理解や他者理解の土台作りをしています。また、読み聞かせを通して、違いを認めることのアたり前さや、自己主張の大切さに気付かせるようにしています。異年齢の縦割り班活動や総合的な学習の時間はかわりあう力を育むとともに、自己の存在を確認し合う大事な場となっています。取り組み始めて日の浅い実践ですが、体験することで、子どもたちはもちろん教職員の意識が徐々に変わってきていることを実感します。今後の課題として、より組織的に継続していくことがあげられます。

学校での人権教育を推進するためには、教職員が人権尊重の理念を持つことが不可欠です。教職員のための、人権感覚を磨き、人権意識を高めるための研修会と、子どもたちに体験を通じた人権教育の指導方法を学ぶための研修会が必要だと考えます。また、保護者や子どもを取り巻く大人たちの人権感覚や人権意識を向上させる取り組みがなされてこそ、学校における人権教育がよりあるものになると思います。

## 4 こんな学びはいかが？

### (1) 人権学習プログラムの例

青森県人権教育・学習推進調査研究委員会では、モデル的な例として、参加体験型学習プログラムの開発に取り組みました。

プログラムの作成にあたっては、次の二つの観点をベースにしました。

#### 学習プログラム作成の観点

- 1 地域コミュニティをベースとしたプログラム  
地域の問題に根ざした課題の解決につながるようなプログラムを開発する。
- 2 「気づき」だけでなく、「実践」や「行動」につながるもの  
「気づき」で終わるのではなく、個々の行動変容や地域活動への参加に結びつくようなプログラムを開発する。

また、それぞれのプログラムの構成としては、次のような「流れ」を基本としました。

#### 【参加体験型学習プログラムの基本的な流れとして...】

ねらい	プログラム全体を通して、学習者のどのような変容を促すのか。
導入	アイスブレイク(P.27参照)で学習者の緊張感を解きほぐし、「学び合い」が可能となるような雰囲気作り。
展開	学習者の意識の流れにポイントを置く。 2つないしは3つ程度のアクティビティ(学習ユニット)で構成する。
ふりかえり	プログラムの「ねらい」に近づけたかどうか、学習者自身が学習プロセスをふりかえる。また、気づいたこと、感じたことを学習者どうしが「分かち合う」場とする。さらに、「次のステップ」への足がかりの時間とする。

さらに、

- ・学習者を主体とし、必要に応じて参加型学習手法を効果的に取り入れたプログラムとする。
- ・学習者どうしの経験を引き出しながら進める学び合いのプログラムとする。
- ・基本的には「1日」で終了するプログラムとする。

といった点にも配慮しました。

### 参加型学習手法いろいろ

参加型学習の手法は、「問題解決技法」及び「討議法」の二つに区分されます。具体的な手法をいくつか紹介します。

#### 問題解決技法の例

##### ブレインストーミング

全く制約のないリラックスした状態の中で、4つの原則( 批判厳禁、自由奔放、質より量、結合組み合わせ )に基づき、自由に空想、連想の連鎖反応を起こしながら、多くのアイデアを出し合う手法。

##### KJ法

あるテーマに関するテーマや情報、いろいろな人のバラバラな意見をカードに記入し、内容が似たものを集約し、そこから新たな仮説を発見しようとする手法。もともと学問研究の方法として誕生した手法だが、企業研修や教育の場でもさかんに使われているもっともポピュラーな問題解決技法。

##### 問題分析・目的分析

(財)国際開発高等教育機構が開発した「PCM(プロジェクト・サイクル・マネジメント)手法」の手順の一部に使われる手法。「問題」を因果関係に基づいて分析、系図化し、そこから「目的(課題)」を導き出す方法であり、問題点を論理的に分析できる。

#### 討議法の例

##### シンポジウム

一つの問題について、数人が意見を発表し、それについての参加者の質問に答える形で行われる討論会。

##### パネルディスカッション

あるテーマについて、異なる意見を持つ代表数人が座談会方式で参加者の前で討議し、のちに参加者が質問などを通して討議に加わるもの。

##### バズセッション

「バズ」はがやがや話すという意味。少人数のグループに分かれて話し合った結果を持ち寄って、全員で討議する方法。6人ずつに分かれて6分の討議をするので6・6討議ともいう。

##### ランキング(ダイヤモンドランキング)

様々なテーマについて、10個前後の権利や命題あるいは具体的な品物などをカードに記入し、参加者が自分にとって重要と考える順にダイヤモンド型に順位付けをし、その根拠を示しながら討議する手法。

##### ディベート

あるテーマについて相対する2組が、一定のルールに従って討論を行い、主張の論理性、実証性を競うゲーム的な討議法。

##### ロールプレイ

「ロール」は役割、「プレイ」は演技の意。学習内容に応じた場面設定(シチュエーション)をし、その中で参加者が役割を持って演技をすることによって学習目標に迫る。与えられた役割や立場に立って意見を述べることにより、多様な考えや意見について理解を深めることができる。

これらの手法はあくまでもベースとなるものですから、それぞれの手法の特徴をよく見極めた上で、学習のねらいや学習内容に適した手法を選択することが大切となります。

このようにして作成されたのが、人権に関わる様々なテーマに沿った次の8本のプログラムです。なお、人権に関わる優れたプログラムは他県において数多く開発されていますので、ここに掲げるプログラムの多くも、それらを参考にさせていただいています。(➡P.68「参考文献」参照)

テーマ	プログラム名
みんなにやさしいまちづくりを進める。	1 みんなでハッピーコミュニティ 生き生きと生きられる地域社会をめざして
	2 ノーマライゼーションって何?
人権を尊重し合う家族のあり方を知る。	3 「家族」を見つめてみよう
子どもにも「人権」がある。	4 知っていますか? 「子どもの権利条約」
メディアの情報に主体的に接する。	5 メディアと私 メディアリテラシーを考える
感染症(ハンセン病、HIV等)・難病患者について知る。	6 ハンセン病について正しく理解していますか?
	7 エイズについて正しく理解していますか?
日本に住む外国人が抱える問題を知る。	8 事例を通して学ぼう「外国人の人権」

なお、これらのプログラムを実際に行うためには、すぐれた「講師」や「ファシリテーター」の存在を欠かすことはできません。

残念ながら、現在のところ青森県内にそのような人材はそれほど多くはありません。今後は、より地域の実情に合ったプログラムの開発とともに、参加体験型の人権学習を実際に展開・指導できる人材を育成することが求められています。

その際、単に参加型の手法を多く知っているとか、しゃべりがうまいとか、「テクニック」のみに頼る指導者ではなく、実際に人権に関わる活動に携わりながら、学習支援も行うことができる、いわば「実践」に根ざした人材を育てる必要がありそうです。



モデルプログラムの詳細

みんなにやさしいまちづくりを進める。

1 みんなでハッピーコミュニティ 生き生きと生きられる地域社会をめざして

**ねらい** 子どもも高齢者も、男性も女性も、障害のある人もない人も、みんなが地域で幸せになるためには何が必要か。住民それぞれが生き生きと生きられるようなコミュニティづくりを考える。

**対象** 地域住民 **時間** 160分

プログラムの展開

時間	学習内容・学習方法
20分	<アイスブレイク>じゃんけんグループイング (⇒P.35「グループ作りのためのアイスブレイク」)
30分	じゃがいも君とお友だち (⇒P.57 アクティビティ7)
60分	講義・事例発表 「生き生きと生きられるコミュニティづくり」の事例を紹介する。
40分	ダイヤモンドランキング (⇒P.39) 「みんなが生き生きと生きられるコミュニティ」を作っていくために必要な9つのポイントを示し、重要だと思う順にダイヤモンド型にランキングする。  例 生涯学習と社会参加活動の拠点となる施設をつくる。 公民館等で「生き生きコミュニティ」に関する講座やプログラムを設ける。 みんなが話し合える機会を定期的に設ける。 文化やスポーツの交流会を開く。 住民自身が積極的に地域活動に参加する意志を持つ。 地域や学校において、大人が子どもたちとふれあう機会を設ける。 学校との連携を進める。 子育て支援の取組を行政と住民の協働で作る。 ( ~ 以外で自分で必要だと思うことを記入する)  <b>1</b> 個人ごとにランキングする。 <b>2</b> 4～6人のグループに分かれ、グループ内でランキングする。 <b>3</b> 全体の場でグループでのランキングを発表する。
10分	ふりかえり 全体の場で、気づいた点を分かち合う。
<b>次のステップへ</b>	講座を通して知り合った人と、地域づくりのために何かできるかを話し合い、それを行動に移すための手段を生み出しましょう。  参考:『人権学習プログラム集 ワークショップ活用のアイデア』(栃木県教育委員会)

2 ノーマライゼーションって何？

**ねらい** 日常生活の中でよく見かける様々なマークを通して、ノーマライゼーション や人権に配慮した社会について考える。

**対象** 成人 **時間** 160分

ノーマライゼーション 等生化、等しく生きる社会の実現。障害のある人も、一般社会で等しく普通に生活できるようにすること。(P.18参照)

プログラムの展開

時間	学習内容・学習方法
10分	<アイスブレイク>
60分	ふれあいトーク「ノーマライゼーションとバリアフリー」 ・障害者の方と障害者福祉関係者の方の対談とし、障害者にとつての物的・心理的バリア、障害者福祉の現状などについてお話し。いただき、ノーマライゼーションの概念とバリアフリー(P.19参照)の現実について理解を深める。
60分 20分	街でよく見るマーク <b>1</b> 4～6人のグループに分かれ、各グループに「マーク」が書かれたシートを配布する。  【シート例】「身近で見かけるマーク」 点字ブロック/シャンプーのボトルのボツボツ/テレホンカードの切り込み/お札についているボツボツ/おもちゃについている「盲導犬マーク」「うさぎマーク」/ハートビル法/シンボルマーク/車椅子利用者用の駐車マーク  15分 25分
30分	ふりかえり ・対談者2人より、話し合いと発表についてコメントする。 ・全体の場で、意見や感想を述べ合う。
<b>次のステップへ</b>	実際に街に出てバリアフリーの現実を確認する「ウォークラリー」のような活動を計画してみましょう。  参考:『人権学習アイデア集 社会同和教育指導資料』(栃木県教育委員会)



## 人権を尊重し合う家族のあり方を知る。

### 3 「家族」を見つめてみよう

**ねらい** 人間関係の基本は家族である。家族の中の子どもの人権を中心に、家族における人権尊重のコミュニケーションについて考えることを通して、これからの家族の在り方を見つめる。

**対象** 成人 **時間** 140分

#### プログラムの展開

#### 時間 学習内容・学習方法

10分 <アイスブレイク>

30分 10人の親しい人々（➡P.62 アクティビティ10）

30分 家族憲章を作ろう

- 4～5人のグループに分かれ、「理想の家族像」について、グループごとに意見を出し合う。各グループでもっとも多かった意見を全体の場で発表する。
- グループに2枚ずつワークシート「児童憲章」を配り、2～3人ずつ1枚を読み合う。「児童憲章」の中で、家族に関する項目に をつける。子どもの権利を保障するために、家族はどのような役割を果たすべきか、家族の責任を果たすためには家族に対してどのような社会的保障があるか、またあるべきかを考える。
- 「児童憲章」を参考にして、グループごとに「家族憲章」を作る。「児童憲章」にならって10か条でもいいし、パロディでもいい。
- 各グループから「家族憲章」を発表する。

30分 ダイヤモンドランキング（➡P.39）「家族の変遷」

- 家族についての「これからの傾向カード」9枚をグループに配り、その傾向が強いと思われる順にダイヤモンド型にランキングする。

#### 【傾向カード】

- ・3世代同居が増える。
- ・一人暮らしが増える。
- ・「孤食」、一人の食卓が増える。
- ・少子化はそのまま進む。
- ・DINKS（共働きで子どものいない世帯）が増える。
- ・結婚年齢が上がる。
- ・子どもの独立は遅くなる。
- ・家族が忙しく、互いの接点が少なくなる。
- ・家族の形態が多様化する。
- ・拡大家族＝血縁でない人たちが家族として同居するのが増える。

- 各グループからランキング結果について発表する。その後、家族の在り方を規定するものは何かについて、全体の場で意見交換を行う。

15分 受け入れる樹

- テーブル・いすを片づけ、全員が動き回れるようなスペースを作る。
- 全員が「樹」になる。最初はしゃがんで、足から根が伸びていくさまをイメージする。太陽の光をさんさんと浴び、雨の恵みを受け、根から吸い上げた水が葉から蒸発する。がっしり根を張りながら、幹が上へと成長し、枝がどんどん張っていく。そのまま静止する。
- ファシリテーターが触れた人だけ、静止を解くことができる。触られた人は自分の好きな「樹」を選び、その「樹」とペアを作る。「樹」でない人の方は根元に座ってもいいし、いすを持ってきてかたわらに腰掛けてもいい。好きな姿勢をとって目を閉じる。今自分が家族の中で対立している問題、トラブルがあればそれを思い浮かべる。あるいは家族について考えていることは何か。目を開けて「樹」に向かって語りかける。「樹」の人は何でも受け入れる。5分ほどで「樹」の人と立場を変える。

20分 家族の中での対立

- 隣同士の2人一組で4人組になる。1人1枚ずつA4判の紙を配る。紙は横置きとし、縦に線を2本引いて3つのスペースを作る。
- 各自で、さきほどのアクティビティ「受け入れる樹」の中で心に浮かんだ「対立」の状況に関して、
  - ・「相手の事実」
  - ・「自分の気持ち」
  - ・「どうしたいか、どうして欲しいのかの提案」
 を、3つのスペースにそれぞれ記入する。
- グループの中でそれぞれの状況について話し合う。

5分 ぶりかえり

- ・自分の家族の現状を見つめることを通して、社会における家族の在り方が見えてくる。家族の在り方は、社会的な制度や経済的な要素で決定されてきたことを知り、これからの「理想の家族像」の実現には、社会的な条件整備が必要であることに気づくことができたか。
- ・一人ひとりの人間は個性的である以上、対立は避けられない。いちばん近い人間関係を結んでいる家族は、もっと対立が起こりやすいところかもしれない。相手を尊重する人間関係を作っていく主体は自分であることが理解されただろうか。それは我慢することだけでは達成されないことに気づくことができたか。

#### 次のステップへ

今日学んだことを家族に伝えましょう。それをきっかけに、抱えている問題があれば、その解決の方法がないか話し合ってみましょう。

参考：『参加型人権教育・啓発ガイドブックワークショップ「気づき」から「行動」へ』（財）人権教育啓発推進センター）

## 子どもにも「人権」がある。

### 4 知っていますか？「子どもの権利条約」

**ねらい** 「子どもの権利条約」について、分類しながら内容を理解し、その意義や目的について知る。

**対象** 成人 **時間** 140分

#### プログラムの展開

時間	学習内容・学習方法
20分	<アイスブレイク>
60分	ちがいのちがいの(➡P.12 アクティビティ5)
50分	知っていますか？子どもの権利条約
20分	<b>1</b> 「子どもの権利条約」の条文を、次の4つに分類し、それぞれタイトルをつける。 生きる権利 育つ権利 守られる権利 参加する権利
20分	<b>2</b> 次の観点でグループごとに話し合う。 ・「分類が難しかった権利は？」 ・「特に大切だと思う権利は？」 ・「自分たちに守られていない権利は？」
10分	<b>3</b> 全体で「子どもの権利条約」の意義や目的について意見を述べ合う。
10分	ふりかえり <b>観点</b> ・子どもたちが権利の主体としての意識を持ち、また権利を得ることは他人の権利を認め自分の行動に責任を持つことであるという自覚を高めることが大切である。それが子どもたちの社会への参画を促すことにつながる。 ・大人もまた子どもの能力を認め、子どもは子どもとしての力があることを認識することが大切である。  「子どもの権利条約」カードは、「子ども向け訳」を使用する。 (日本ユニセフ協会ホームページ <a href="http://www.unicef.or.jp/">http://www.unicef.or.jp/</a> 参照)
<b>次のステップへ</b>	子どもがいる人は、家に帰ってから、子どもの権利について自分の子どもと話し合ってみましょう。

参考：『気づく・学ぶ・広げる 人権学習 人権教育指導者用手引き』(和歌山県教育委員会)

## メディアの情報に主体的に接する。

### 5 メディアと私 メディアリテラシーを考える

**ねらい** 情報化社会においては、情報やメディアに対する基礎的な能力として、「メディアリテラシー」の育成が求められる。様々な情報の中に潜む偏見や差別観について知る。

**対象** 成人 **時間** 190分

メディアリテラシー(情報活用能力) 情報の受容能力、発信能力、情報機器の操作能力の3つが統合された能力。

#### プログラムの展開

時間	学習内容・学習方法
10分	<アイスブレイク>
60分	自分とメディア
20分	<b>1</b> 「オリンピック」「アメリカ」「高校野球」「結婚」「宗教」など、10個の単語から連想する単語やイメージを書き、それらのうち、メディア(テレビ、新聞、映画、雑誌、インターネットなど)から影響を受けたものを挙げ、メディアの種類ごとに分類する。
20分	<b>2</b> 分類した中で、自分に影響を与えたメディアベスト3を挙げる。具体的にどんな影響を受けたかも書く。
20分	<b>3</b> 4~6人のグループに分かれて、グループ内で各自の結果について分かち合う。
20分	<b>4</b> グループ内でのベスト3をまとめ、全体で発表する。
20分	ミニ講義「“メディアリテラシー”って知っていますか」 ・メディアリテラシーの意味と情報化社会における意義について説明する。
90分	テレビの情報を読み解く
60分	<b>1</b> シートを使い、個人ごとに次の読み解きをする。 (1) ニュースを読み解く (2) CMを読み解く (3) アニメを読み解く
20分	<b>2</b> 4~6人のグループで分かち合う。
10分	<b>3</b> テレビの情報がどのように構成されていたか、気がついたことを全体で分かち合う。
10分	ふりかえり 全体で、メディアリテラシーについて気がついたことを述べ合う。
<b>次のステップへ</b>	メディアリテラシーを子どもたちにも身につけさせるために、家庭や地域でできることはないか話し合ってみましょう。

## 感染症(ハンセン病、HIV等)・難病患者について知る。

### 6 ハンセン病について正しく理解していますか？

**ねらい** ハンセン病患者と実際に交流することによって、ハンセン病(▶P.22参照)に関する理解を深める。

**対象** 成人

**時間** 140分

**会場** 国立療養所

#### プログラムの展開

時間	学習内容・学習方法
10分	<アイスブレイク>
30分	ミニ講義「ハンセン病について」 専門家が、ハンセン病に関する歴史、症状、治療法等に関する講義をする。
20分	「ハンセン病タイムライン」を作ろう 4～5人のグループに分かれ、資料をもとに、ハンセン病に関する事柄を年代順にまとめ、「タイムライン」(時系列)を作成する。
60分	ハンセン病患者との語らい <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国立療養所に入所されているハンセン病患者の方々から、自らの経験をお話いただく。</li> <li>2 4～5人のグループに分かれ、患者の方に聞きたいことを出し合い、何点かにまとめる。</li> <li>3 グループごとに質問し、患者の方が答える。</li> </ol>
20分	私たちができること <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ハンセン病患者の方に対する偏見や人権侵害をなくしていくために、自分たちに何ができるかについてグループごとに意見を出し合う。</li> <li>2 全体の場でふりかえり(グループの意見を集約したものを発表する)</li> </ol>

### 7 エイズについて正しく理解していますか？

**ねらい** HIV/エイズ(▶P.22参照)に関して正しい知識を知り、HIV感染者やエイズ患者の人権をどうすれば守ることができるかを考える。

**対象** 成人

**時間** 110分

#### プログラムの展開

時間	学習内容・学習方法
10分	<アイスブレイク>
20分	HIVやエイズに関する10の質問 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 次の設問に各自で答える。  <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>正しいと思うものには、誤っていると思うものには×をつけてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 HIVとエイズは同じ意味である。</li> <li>2 HIV感染者と一緒に風呂やプールに入ると感染する。</li> <li>3 HIV感染者をさした蚊やダニにさされると感染する。</li> <li>4 HIV感染者の体に触れたり、キスすると感染する。</li> <li>5 血液及び血液製剤から感染する確率は40～90%である。</li> <li>6 母親がHIV感染をしている場合、赤ちゃんに感染する確率は約30%である。</li> <li>7 性行為による感染の確率は1%以下である。</li> <li>8 HIVのもっとも多い感染経路は性行為である。</li> <li>9 現在、世界のHIV感染者は4000万人と推定されている。</li> <li>10 日本では、かつては感染者の大半が輸入血液製剤によって感染した血友病患者であった。</li> </ol> </div> </li> <li>2 4～5人のグループに分かれ、解答を照らし合わせながら、HIVやエイズについて、知っていること、知らないことをそれぞれ付せんし書き出す。</li> </ol>
30分	ミニ講義「HIV・エイズについて」 専門家から、「10の質問」の解説を含めて、HIV、エイズに関する基礎的な知識を話してもらう。
40分	ロールプレイ(▶P.39)「もしあなたがHIV感染者・エイズ患者だったら？」 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 3人一組になり、次のように役割を割り振る。                      A HIV感染者・エイズ患者                      B AがHIV感染者/エイズ患者だということを知っている人                      C 観察者</li> <li>2 BがAに対して3つの質問をし、Aが答える。Cは2人のやりとりを観察する。質問は、HIV/エイズに関することでもいいし、別のことでもいい。</li> <li>3 3人全員がA～Cの役割を演じたら終了し、感じたことを出し合う。</li> </ol>
10分	ふりかえり 全体の場でロールプレイの感想を何人かが発表する。専門家にコメントをしてもらう。
次のステップへ	HIVやエイズに対する偏見をなくするために、自分たちにどんなことができるか話し合ってみよう。

参考:『じんけん実践ガイド 人権に関する社会教育指導資料』(栃木県教育委員会)

## 日本に住む外国人が抱える問題を知る。

### 8 事例を通して学ぼう「外国人の人権」

**ねらい** 日本に住む外国人に関わる3つのケースを読んで、それぞれの当事者に対してどのようなアドバイスができるか考え、日本に住む外国人に対する人権侵害について気づきを促す。

**対象** 成人 **時間** 140分

#### プログラムの展開

時間	学習内容・学習方法
10分	<アイスブレイク>
20分	ミニ講義 外国人の人権問題の背景として、「人種差別撤廃条約」や在日韓国・朝鮮人に関わる歴史の概要、国籍の問題等について、基礎的な知識や事例を伝える。
90分	事例研究
20分	1 2人一組になる。ケース1～3(下記)の中から1つを選び、自分が相談を受けた場合を想定し、当事者へのアドバイスや自分にできることを挙げる。
20分	2 選択したケースが重ならないように、4～6人のグループを作り、2人一組で話し合った内容について分かち合う。
30分	3 同じケースを選んだ人どうして再度4～6人のグループを作り、そのケースについての問題の解決方法を探る。模造紙にまとめる。
20分	4 各グループから発表する。
20分	ふりかえり ・外国人に対する偏見や不合理な態度を取り除くためには何が必要か。 ・外国籍であるかどうかにかかわらず、「同じ地域に住んでいる住民である」という意識を持つこと、また、言葉や文化の違いを克服できるよう地域でサポートする体制を整えることについて考える。
ケース1	私は、30歳のロシア人です。日本へは、会社の研修のために来ています。先日のことですが、温泉に行った時、「外国人の方の入湯をお断りします」という看板が出ていました。理由を聞くと、「過去に入浴マナーが悪い人がいた。注意しても日本語が通じない。断らないと、日本人が嫌がる」という返事でした。どうしてこうになってしまうのでしょうか？
ケース2	私は24歳の在日韓国人です。父母と妹の4人で暮らしています。現在、医科大学で学んでいます。今、看護学校へ通う日本人の女性とおつき合いをしています。卒業後は結婚を約束していますが、彼女の祖父母が反対しています。私は彼女を心から愛しています。しかし、彼女を苦しめたくありません。結婚をあきらめるべきか悩んでいます。
ケース3	私は35歳のタイ人です。夫が日本の工場働くことになったため、最近、2人の子ともと一緒に日本にやってきました。今、家族4人でアパートで暮らしています。家族の者はだれも日本語がわからないので、困っています。先日、昼間にゴミを出していると、同じアパートの人たちに変な目で見られてしまいました。日本での生活が不安でいっぱいです。
次のステップへ	身近に外国人がいたら、困っていることはないか聞いてみましょう。もしあれば、それを解決するために何が出来るか考えてみましょう。

参考：『気づく・学ぶ・広げる 人権学習 人権教育指導者用手引き』(和歌山県教育委員会)

### (2)他県ではすでにこんな取組が...

「人権学習フォーラムin八戸(P.72参照)」では、人権教育・学習の先進的な取組について、他県の事例をご紹介します。

高知、和歌山、栃木の各県における取組を紹介します。

それぞれに同和教育、人権教育の長い歴史を持つ県ですので、にわかにはまるごと真似できるものでもありませんが、少しずつでも、方法や考え方を取り入れていきたいものです。



人権学習フォーラムin八戸における学習風景

#### 高知県の取組

「高知ワークショップをつくる会」会長の山中千枝子さんより

ワークショップとは、「主催者の伝えたいこと」を、「参加者の知りたいこと」に転換していくための場である。そのためには、参加者が自由な雰囲気の中で「予備知識を出し合い」(個人で集団の中へ自発的に)、「具体的に」(小集団へ揺さぶりをかけながら、全体へ昇華していく)、「もっと具体的に」(全体思考から個人へ還元する)といった過程が必要となる。

#### 和歌山県の取組

民間の立場で女性の人権に関わる向口睦美さんより

学習活動を企画するためには、「マーケティング」の発想が必要である。まず企画者が課題に気づく(発見する)ことから学びの場が生まれ、参加者の理解が導き出される。そのためには、人を育てることと、行政との上手な協働が必要である。

#### 栃木県の取組

行政の立場から人権教育・学習に取り組む白澤嘉宏さんより

栃木県教育委員会では、数年前から参加体験型学習による人権学習の進め方に関する取組を行い、その成果をガイドブックにまとめている。参加体験型学習は、人権を実感としてとらえ、自らの生き方や考え方をふりかえる学習として位置づけ、使いやすいアクティビティや学習効果の高いプログラムの開発に取り組んでいる。

同和教育 被差別部落の解放を目的とする教育。  
マーケティング 消費者の動向や市場の分析など、企業が製品の開発や販売に関して行う調査。

### (3) 青森県でもこんな取組をしました。

平成16年度、三戸町と鱈ヶ沢町で人権学習モデル講座を開催しました。それぞれの講座における実施概要を紹介します。

#### 三戸町人権学習モデル講座

テーマ	「みんなにやさしいまちをつくろう」
ねらい	子どもも高齢者も、男性も女性も、障害がある人もない人も、みんなが地域で幸せに暮らすためには何が必要か。みんなにやさしいコミュニティづくりを考える。
日時	平成17年3月5日(土) 13:00～15:30
会場	ジョイワーク三戸
講師	国立教育政策研究所社会教育実践研究センター専門調査員 加藤美幸
実施概要	<p>アイスブレイク 13:00～13:15(15分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パスデーライン(口をかきず、ウインクで誕生日をお互いに伝えながら誕生日順に1列に並ぶ)</li> </ul> <p>ミニ講義 「みんなにやさしいコミュニティづくり」 13:15～14:00(45分)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の法律や施策からみた人権教育</li> <li>・「人権擁護に関する世論調査」の概要から</li> <li>・「みんなにやさしいコミュニティづくり」とは</li> </ul> <p>ワーク 14:15～15:45(90分)</p> <p>じゃんけんドレイン(▶P.35)によるグループ分け(松原榮子さんによる)</p> <p>グループでの話し合い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ内での自己紹介</li> <li>・「みんなに」「やさしい」「コミュニティ」の意味</li> <li>・「みんなにやさしいコミュニティづくりに何が大切か」を付せん(オビニオンカード)に一人3個以上書き出し、模造紙に貼る。</li> </ul> <p>ダイヤモンドランキング(▶P.39)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オビニオンカードを整理しながら、より大切だと考える順にダイヤモンドの形に並べ替える。</li> <li>・ダイヤモンドランキングを見ながら、「みんなにやさしいコミュニティづくり」のイメージを絵で表す。</li> </ul> <p>ミニ発表会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各グループからイメージ図について発表。</li> </ul> <p>講師からのまとめ</p>
参加者	42名



## モデル講座を実施して

青森県人権教育・学習推進調査研究委員会委員 久保沢 賢治  
(三戸町教育委員会社会教育課派遣社会教育主事)

平成17年3月5日(土) 青森県人権教育・学習推進協議会主催の人権学習モデル講座「みんなにやさしいまちをつくろう」が開催されました。

モデル講座開催にあたり、チラシを全戸配布するとともに、人権擁護委員・社会教育委員・子育てメイト・福祉施設関係者・障害者サークル関係者に呼びかけました。呼びかけに当たり地域の方のご協力をいただきました。

講座の様子について項目ごとに紹介します。

#### 【アイスブレイクについて】

加藤先生のリードで行われ、参加者が誕生日の順に輪を作る活動でした。参加者は和気あいあいと和やかなムードで整列していました。最後に参加者の誕生日を順に発表しました。整列順が間違っていると笑いが起こりとても良い雰囲気になりました。

#### 【ミニ講義について】

加藤先生からは、国の人権教育政策についての説明がなされました。人権一般の普遍的な視点からの取組や人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等や「人権擁護に関する世論調査」の概要について考察を入れながら話されました。講座後にとったアンケートによると、参加者にとっては難しく、身近なものと感じなかったようです。

また、講義の中で「人権」という言葉をタイトルに入れると、とたんに参加者が少なくなるというお話がありましたが、今回は地域の方のご協力で大勢の参加となりました。

#### 【ワークショップ・ミニ発表会について】

グループを作るため、体育指導員の松原さんからレクリエーションを入れたグループ分けをしていただきました。ゲームによって無作為につくられたグループですが、自己紹介をしてみると意外なところで他の方とつながりがあったという感想が出ていました。

みんなにやさしいコミュニティづくりでは、何が大切かをオビニオンカード(意見やアイデアを書き込むための付せん)に書き込み、それを元にダイヤモンドランキング(▶P.39)形式でまとめる方法で進めました。話し合いが進むにつれて次第に活発になり、たくさんの意見を出し合いながらグループの考えをまとめていきました。イラストを描く段階では、すっかりうち解けて楽しそうに活動していました。ミニ発表会でも、各グループでの意見がよくわかるように工夫されていました。予定時間をオーバーしてしまいましたが、参加者の皆さんはグループでの活動がとても楽しかったようです。その他にも、人権というテーマで難しい会議と思っていましたが、参加して良かったという感想もありました。

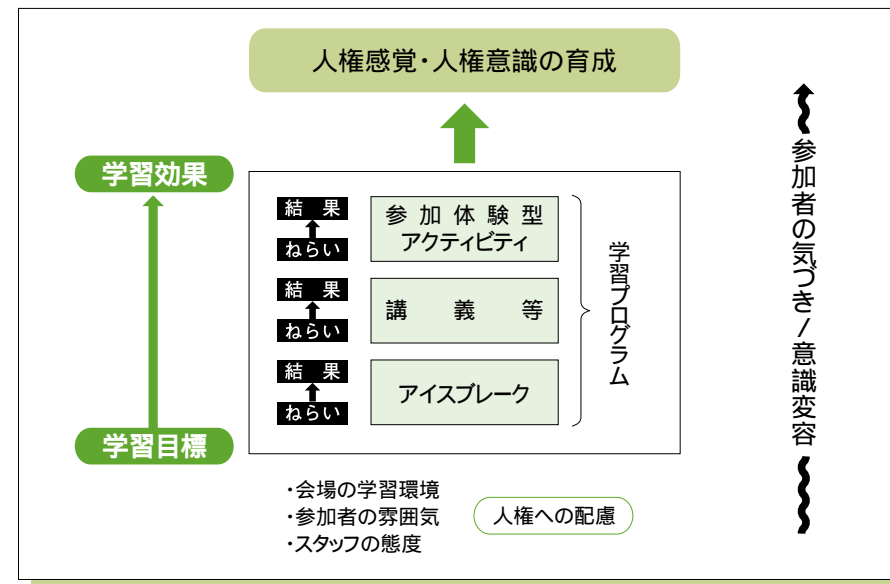


鯉ヶ沢町モデル講座の実施概要

テ ー マ	「いきいきと生きられるまち」
ね ら い	自分たちの住むまちを「いきいきと生きられるまち」にするためには何が必要でしょうか？ それには、「子ども高齢者も、男性も女性も、障害のある人もない人も、みんなが地域や社会と関わりを持ちながら幸せに暮らしていく」ことが必要です。この講座では、「人間は本来一人一人違いがあり、そのことを肯定的に捉え尊重しあうことが大切である」ことを実感し、「一人一人がいきいきと生きられるまちはどんなまちか」を考えます。
日 時	平成 17 年 3 月 12 日 (土) 13:30 ~ 16:30
会 場	鯉ヶ沢町中央公民館
講 師	【全体進行】青森県人権教育・学習推進協議会委員 三上 亨氏 (NPO推進青森会議常務理事) 【講演講師】社会福祉法人抱民舎「であいの家あつん」施設長 成田 春洋氏 【体験タイム・ファシリテーター】NPO推進青森会議事務局長 小笠原 秀樹氏
実施概要	講演「いきいきと生きられるまち」13:30 ~ 15:00 (90分) 後半30分は三上氏との対談 体験タイム 15:10 ~ 16:30 (80分) 4 ~ 6人の5グループに分かれて実施。グループ分けは受付の際に選んだ色分けによる。各グループには、話し合いを促すための「テーブルマネージャー」を一人ずつ配置。 アクティビティ1「うれしい発見」 グループごとに自己紹介。自分が得意なことやアピールしたいことを付せんんに書き、それをもとに自己紹介する。自己紹介が終わったら右隣の人が「それはすばらしいですね」といい、なぜすばらしいのか理由や感想を話す。 アクティビティ2「ダイヤモンドランキング」(▶P.39) グループごとに「いきいきと生きられるまち」の9つの項目をランキングし、それぞれ「第1位」に選んだ項目を中心にその理由を発表する。 A 地域の活動に住民が積極的に参加する気持ちを持つ。 B 公民館等で「みんながいきいきと生きていく」ための講座やプログラムを設ける。 C みんなが話し合える機会を定期的に設ける。 D 地域や学校において、大人が子どもたちとふれあう機会を作る。 E 住民が近隣に住む人々と積極的に挨拶や会話をする。 F 家庭、地域と学校の連携を深める。 G 住民が近所や公園などを自主的に清掃する。 H 高齢者、障害者支援の取り組みを行政と住民の協働で作る。 I (A~H以外で自分で重要だと思うことを書く)
参 加 者	51名

(4)モデル講座のプログラム評価から見てきた課題

二つのモデル講座では、青森県人権教育・学習推進調査研究委員会の委員によるプログラム評価を行いました。



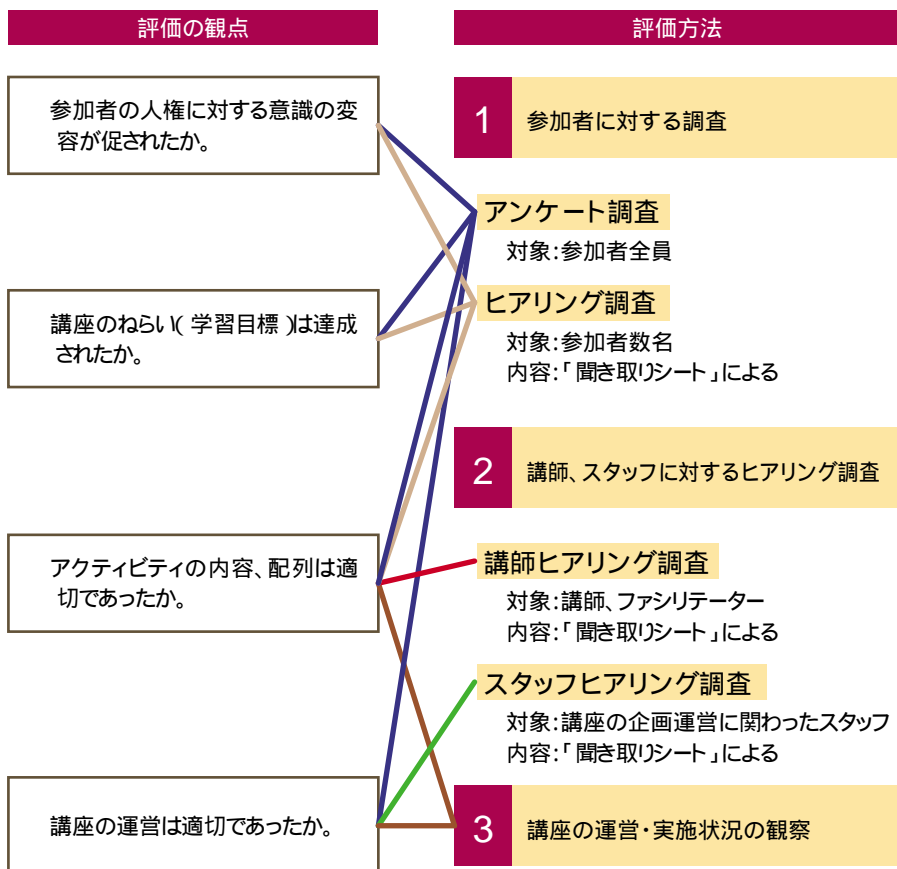
プログラム評価の目的

モデル講座のプログラム評価は、調査研究委員会で作成・開発された参加体験型アクティビティ及びプログラムが、実際の学習機会において、人権感覚・人権意識の育成に向けて、参加者にもたらす学習効果について調査・観察等を行い、その結果を分析・検証することによって、人権教育・学習に有効なプログラム企画のポイントを探ろうとするものです。

上図で示すように、個々のアクティビティ(学習ユニット)の「ねらい」が達成されたのか、仮に達成されなかったとすればその理由は何か、同様に、プログラム全体の「学習目標」とその達成度についても、個々のアクティビティの内容及び配列との関係を見ていこうとするものです。



評価にあたっては、次に示すような4つの「評価の観点」を設定し、講座修了後の参加者に対するアンケート調査及び聞き取り調査、講師やスタッフに対する聞き取り調査、運営状況の観察といった方法で評価を実施しました。



講座実施中に実施。講座の開始から終了までの運営状況、会場の環境、参加者の雰囲気等を観察する。運営状況については、「参加者の人権への配慮」についても念頭に置いた観察を行う。(観察シート使用)



## プログラム評価の結果分析

二つのモデル講座の評価結果から見えた課題は次のようなものでした。

### <人権に関わる講座の設定・企画について>

「人権」とうたわなくても、「まちづくり」、「地域づくり」という視点で講座を設定すると参加しやすい。  
「地域やまちを良くしていこう」という意識の高い住民は、参加体験型の学習にもそれほど違和感なく「参加」できるのではないかと。  
講師とは、事前に参加者層や希望する講義の内容について十分に打合せをする必要がある。

### <参加体験型学習について>

「他人の話を否定することなく受け入れる」、その上で「自分の考えを言う」という点で、グループでの話し合いは日常的なコミュニケーションのトレーニングの場である。つまり、参加体験型学習に参加すること自体が人権学習の場となる。

### <「ワーク」(グループでの話し合いや体験活動等を含む学習活動を行う部分)について>

ワークについては、参加者に「何のために」、「どのようなことをしてもらおうのか」をわかりやすく示すことによって、活発な話し合いや積極的な参加を促すことができる。  
グループでの学習活動においては、グループごとの話し合いを促進、援助するための「テーブルマネージャー」を配置することで、学習活動に深まりが生まれる。  
グループでの話し合いは、同じ地域の人を知る、つながりが生まれるという点においても効果的だが、グループの分け方については、考慮が必要である。機械的に分けてもいいが、場合によっては、「分け方」そのものについても参加者の同意を得る必要がある。

### <「アイスブレイク」を何のために行うのか、参加対象によっては説明が必要である。>

### <会場の設定その他について>

主催者は、机の配置、講師用の演台など物理的な会場の設定状況にも十分気を配る必要がある。  
ワークの時間は、長すぎてもいけないが多少余裕を持った時間設定は必要である。  
「講演」の進め方について、型どおりの「講師紹介」や「謝辞」ではなく、進行者(ファシリテーター)が講演内容に即した紹介やフォローをすることも参加体験型学習の中では重要である。

これらの課題は、もしかしたら「ごくあたりまえ」のことなのかもしれませんが、人権学習を参加体験型に進めようとする際には、企画者、講師、ファシリテーター、そして参加者といった、学習の場に関わるすべての人(「学習支援者」と呼ぶ場合もあります)が、共通認識として留意しておく必要がありそうです。

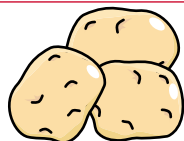
# 広げる 第3章 コミュニケーションと人権

## 1 心をつなぐコミュニケーション

### (1) 人権学習でつなぐコミュニケーション

コミュニケーションとは何か  
 人と人との関係はすべてコミュニケーションからなります。では、コミュニケーションとはいったい何でしょうか？ あるいは、「円滑な」コミュニケーションとはいったいどのような状態を指すのでしょうか？ コミュニケーションについての気づきを促すアクティビティにこんなものがあります。

### アクティビティ7 ジャがいも君とお友だち コミュニケーションとは何か



**ねらい** 1個のじゃがいもを観察して「友だち」になり、文章に表現することを通して、心をつなぐコミュニケーションを築くコツについて考える。 **所要時間** 30分

- 進め方**
- 4～6人のグループに分かれ、じゃがいもを配る。1人が1個ずつ選ぶ。 10分
  - じゃがいもを観察し、じゃがいもと友だちになってもらう。どのような特徴のある友だちなのか、「詩」あるいは「手紙」を書く。  
 <ポイント> ・じゃがいもに対してインタビューすること  
 ・よく観察すること  
 ・その結果を文章で表現すること 10分
  - グループの他のメンバーに対して、それぞれの友だちを紹介してもらうように伝える。どのような個性を持ったじゃがいもなのか、名前はあるのか、ここに来るまでどのような体験をしているのかなど、観察から分かったこと、コミュニケーションできたことなどを発表する。 10分
  - 全体の場でふりかえりを行う。気づいたこと、感じたことを話し、ファシリテーターが黒板に書き出す。 10分

**ふりかえりの観点**

- ・じゃがいも君と友だちになれたかどうか、なれたとすれば、そのコツは何だったのだろうか。「友だちになる」ためにはどんなコミュニケーションが必要か。「相手の個性を認める」、「時間をかける」、「想像力」、「心を開く」などのキーワードが出てくるのが予想される。
- ・物言わぬじゃがいも君に対して、実は自分の思いを投影していただけはなかっただろうか。対人間のコミュニケーションでもそうだろうか。相手の言っていることに本当に耳を傾けているのではなく、自分の聞きたいことだけ聞いているのではないだろうか。

**留意点**

- ・「じゃがいも」でなくても、石や身近にあるはさみとか消しゴムなどでもいい。

参考:『参加型人権教育・啓発ガイドブックワークショップ「気づき」から「行動」へ』(財)人権教育啓発推進センター)



### アクティビティ8 ブラインド・トーク 見る、話す、聴くを考える

**ねらい** 「目隠して話す」体験を通して、人と「安全・安心」にコミュニケーションをとることについて考える。 **所要時間** 70分

- 進め方**
- 全員が目隠して部屋を歩き、最初に接触した人とペアをつくり、座る。 10分
  - 最近の出来事から「うれしかったこと」「悲しかったこと、いやだったこと」「この前の休みの日にしたこと」をそれぞれ一つずつ決める。 15分
  - 次の3つのパターンで会話をする。話す時間は一人につき2分。  
 (1)「うれしかったこと」について、互いに目隠しをしたまま会話する。聴く側は言葉を発しない。(話し手・聞き手を交代)  
 (2)「悲しかったこと、いやだったこと」について、話し手は目隠しをして話す。聴き手は目隠しをはずして聞き、言葉を使ってもよい。(話し手・聴き手を交代)  
 (3)「この前の休みの日にしたこと」について、互いに目隠しをはずして会話する。(話し手・聴き手を交代) 20分
  - 全体の場でここまでのふりかえりをする。ふりかえりシートを使用する。3つのパターンで会話をした時に気づいたことや感じたことをパターンごとに記入する。 15分
  - ペアを変えて、「安心を図る試み」の体験をする。話し手は目隠しをし、聴き手は目隠しをはずして「相手を安心させる試み」をしながら聴く。 10分
  - 全体の場でふりかえりをする。ふりかえりシートを使用。目隠しをしない状態での会話について、4でのふりかえりの結果と比べる。

**ふりかえりの観点**

- ・「安心感」とは相手のどのような関わり(ことばがけ)から生まれるか。
- ・「聴いてもらっている」という安心感があって、人と「安全」に関わることができる。
- ・私たちの生活は「視覚」に頼りすぎているのではないか。「聴覚」など他の感覚を研ぎ澄ますことが必要ではないか。

参考:『「聞く」から「聴く」へ 心をつなぐコミュニケーションづくりにはいい耳をもとう』(日本BBS連盟)

このようなアクティビティを取り入れることで、コミュニケーションに関する「気づき」が生まれることが期待できます。その気づきは新たな「学び」を引き出し、その学びの場から人と人とのつながりという「広がり」が生まれます。ときにそれはさらに「行動」へとつながっていきます。

また、この過程で、「気づき」から「行動」を導き出すためには、学びの場において、コミュニケーションに関わる「スキル=技能」を身につける必要も生じてきます。

こうしたコミュニケーションスキルを高めるためにはどのようなアクティビティが有効なのでしょう。



コミュニケーションスキルを高めるために

私たちのコミュニケーションは、様々なメッセージで構成されています。

コミュニケーションの基本は、お互いに「共感」することです。

「共感」するは、相手の話をまずよく「聴く」ことから始まります。仮に相手の意見が自分とは違っていたとしても、その意見の背後にある相手の考え方や価値観をよく理解しようとするのが「共感」です。同じ考えを持つことだけが共感ではありません。

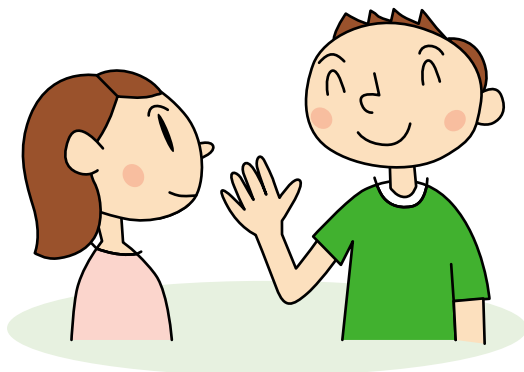
現実には、私たちの社会には、考え方や意見の違いから多くの対立が存在しています。それはむしろ当然のことですが、意見が異なったとき、どのようなメッセージを相手に投げかけるかが大切です。

対立関係におちいった時、次のようなメッセージを相手に投げかけていないか、自分自身でふりかえてみましょう。

- ・攻撃的に自分のことだけを考えて他の人を踏みにじるようなメッセージ
- ・受動的に自分よりも他の人のことを優先して自分のことは後回しにするようなメッセージ

どちらもあまり好ましくないメッセージと言えますが、ではこのどちらでもないメッセージとはどのようなものでしょうか。

それは、攻撃的に相手を一方的に非難することなく、しかし自分の意見はしっかり主張する主体的なメッセージです。このようなコミュニケーションの取り方を「アサーティブネス」と言います。あまりなじみのない言葉ですが、アサーティブネスなメッセージに関するスキルを身につけることは、人権感覚を高める上で大変有効であると言えます。



## コミュニケーションと人権

青森県人権教育・学習推進調査研究委員会委員 三上 亨  
(特定非営利活動法人NPO推進青森会議常務理事)

「私は私である」ということを素直に表現できないことは悲しいことです。人間は、それぞれ自分らしくいきいきと生きる権利があり、それぞれが尊重されるべきです。しかし、今の社会で本当にいきいきと生活している人はどのくらいいるのでしょうか。職場で、学校で、地域で、家庭で、様々な「場」で、多くの人が希望や誇りを持って仕事をしたり勉強をしたり暮らしているのでしょうか。

今、私たちの周りでは、暗く悲惨な事件が毎日のように起こり、閉塞感が覆っているように思います。多くの人が、希望や誇りを持って仕事し暮らせる社会を創って行く必要があるのではないのでしょうか。

「森の聞き書き甲子園」という事業で、全国100人の高校生が「森の名人」にインタビューに行くという企画があります。「森の名人」というのは、林業などで生活している方で素晴らしい技術を持っている人です。白神山地で暮らしている「またぎ」は、その代表例でしょう。

この事業は、もともと「森の名人が高校生に何かを教えるだろう」という仮説から出発しました。しかし、実際には高校生に対する教育という効果以上に、それまで地域社会の中であまり評価されてこなかった「森の名人」を元気づけるプロジェクトであることがはっきりしてきました。というのは、森の名人は素晴らしい技術を持っていますが、必ずしもその技術があるからといって、多くの経済的な価値を創り出しているわけではありません。外国産材に押されて、日本の林業は衰退する一方ですから、名人たちが森の恵みを受け取って豊かな生活を続けることは可能でも、周りの人から社会的な評価を得られるような状況にはないわけです。そんな状況の中で、「森の名人」をきらきらした目をした高校生が訪ね、真剣にインタビューし、コミュニケーションを深めることによって、名人は誇りを取り戻し回復していくのです。もちろん、高校生も共感する能力を高め、大きく成長することはいうまでもありません。

このように、コミュニケーションは、一方的な情報発信ではなく双方の関係によって成り立ちます。つまり、職場でも地域でも一方的に情報を流していれば、コミュニケーションが取れていると思うのは間違いだと思います。お互いが「伝えたい」「聞きたい」という気持ちがあって、はじめて信頼関係のもとでの深いコミュニケーションが可能になります。共感能力やコミュニケーション能力を高めることは、お互いをよく理解し、人権感覚を育成する上で重要な要素となります。

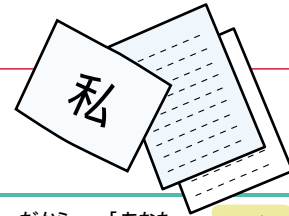
日本社会は高度成長する中で、いろいろなものの評価基準でありにもお金中心になりすぎたように思います。お金以外の非経済的な価値は様々あるはずですが、詩人の金子みすゞさんは「みんな違ってそれがいい」と言っていますが、色々な場面でお互いの違いを理解した上での深いコミュニケーションができれば、みんなが希望と誇りを持ち、幸せな気持ちで暮らしていけるのではないのでしょうか。

## (2)「わたしメッセージ」とは？

アサーティブネス(非攻撃的自己主張)を目指すアクティビティの一つに、次のような「わたしメッセージ」があります。

### アクティビティ9 わたしメッセージで伝えよう

アサーティブネス



**ねらい** 会話の中で、「あなた」を主語にすると、「あなたが だから...」「あなたって人はまったく なんだから...」といったように、結果的に相手を批判することが多くある。「わたし」を主語にした「わたしメッセージ」でアサーティブネスについて学ぶ。

所要時間  
60分

**進め方** 1 3人一組となり、「わたし」役、「あなた」役、「観察者」の役割をそれぞれ決める。  
2 ファシリテーターは、ロールプレイ(▶P.39)の状況設定について説明する。

10分

状況例1 駅で友達と待ち合わせ。約束の時間が来てなかなか友達は現れません。1時間も経とうかという頃に友達が現れました。

状況例2 今日も後らの友達が宿題の答えを見せてくれと言ってきます。毎日なので本当は見せたくないのですが...

3 指定された状況設定のもとで、3人組でロールプレイをする。ロールプレイは次の手順で進める。

30分

(1)「わたし」役は、自分ならどのように話すかを考え、「あなた」役に向かって話す。その時「あなた」役はどのように反応したか、気持ちはどうだったかをふりかえる。観察者は、2人の状況をよく観察する。

(2)「わたしメッセージ」を使って話す。

「わたしメッセージ」の表現の仕方

- 相手の事実の確認  
「あなたは、約束の時間を過ぎてなかなか来てくれませんでしたね」など
- 自分の気持ちの伝達  
「あなたがなかなか来ないので、私はすごく心配しました」など
- 行動変更への提案  
「今度からは、遅れるのなら必ず電話を入れてくれませんか」など

4 手順(1)と(2)の受け止め方の違いや2人の感情について、3人で話し合う。

10分

5 希望するグループに前に出てロールプレイをしてみよう。

10分

6 全体でふりかえりをする。

### ふりかえりの観点

・表現の仕方は、その人の「ものの考え方」の枠組みによって変わってくることに気づく。

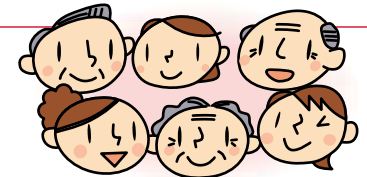
参考:『気づく・学ぶ・広げる 人権学習 人権教育指導者用手引き』(和歌山県教育委員会)

このような「わたしメッセージ」を身につけるためには、まず「自分自身を知る」ことが必要かもしれません。

自分を知るということは大変むずかしいことですが、たとえば、自分のまわりにいる「親しい人々」との関係を見つめ直すことを通して自分自身を客観的に見るということも一つの方法です。

このようにして、コミュニケーションスキルを高めることは、すなわち人権感覚を高め、人権意識を育むことに直結すると言えます。

### アクティビティ10 10人の親しい人々 自分を知る



**ねらい** 10人の親しい人々を挙げる。それぞれの人からどのような影響を受けてきたのかを考え、自分なりに図に表してみる。完成した図を見て、自分の価値観がどのような人間関係の中で形成されているかを考える。

所要時間  
40分

**進め方** 1 各自、親しい1人の名前を10人挙げる。

15分

2 どのような人がリストアップされたか、分類する(友人、家族、職場関係、近所...)

3 自分が「親しい人」と考える人たちの特徴・特性は何かを考える。ファシリテーターは「悩みを話せるかどうか」「困ったときに助けてくれそうな人は」など、人間関係に関わる具体的な質問をしながら、考える手助けをする。

4 それぞれの人からどのような影響を受けてきたかを考え、「自分」を真ん中に置いて、10人との関係を図にする。

5分

5 2人ずつペアを作り、お互いに図を見せて説明し合う。相手の説明が終わったら必ずもう一人の人は感想を述べる。

10分

6 全体の場で、いくつかのペアに様子を発表してもらいながら、ふりかえりをする。

10分

### ふりかえりの観点

・形式的な分類から、人間関係上の特性・特徴へと視点を変えることによって、ふだんあまり意識しない「親しい人」との関係が浮き彫りになる。  
・人間関係がその人を形成するという観点から、「親しい人」との関係を図示することによって、自分を改めて見つめ直すことにつながる。

参考:『気づく・学ぶ・広げる 人権学習 人権教育指導者用手引き』(和歌山県教育委員会)  
『参加型人権教育・啓発ガイドブックワークショップ「気づき」から「行動」へ』(財)人権教育啓発推進センター)

## 2 人権感覚・人権意識を育てることは地域を豊かにする

### (1) 人権感覚・人権意識と社会参加活動

社会参加活動とは何か？

「社会参加活動」は、その目的や活動内容によって、ボランティア活動、地域活動、まちづくり活動、団体・サークル活動など、様々な形態で呼ばれます。いずれにしても、自己の向上だけでなく、他の人々や地域社会のために何かをしたいという思いから行われるものと言えます。

また、社会参加活動は、学習活動と切っても切り離せない関係にあります。学習した成果を活動に生かすという関係はもちろん、見方によっては、社会参加活動そのものが学習活動でもあると言えます。

社会参加活動は、基本的には一人ではなく、何人かの人々が協力して行われますので、ネットワークづくりにおいて、すでに述べたようなコミュニケーションスキルの向上が欠かせないものとなります。

地域づくり活動にも人権学習が大切

社会教育では、青少年から高齢者まで生涯にわたる学習活動や社会参加活動の支援が行われます。個人の資質・能力を高め、豊かな人間性を養うことはもとより、人と人とのつながりやネットワークを作り出すことも社会教育の大きな役割の一つと言えます。それは、住んでいて心地よい地域社会の形成に連なるものです。

このように、人権感覚・人権意識を高めるための学習によって得られるものは、社会教育がめざす住みよい地域づくりとそっくり重なるものですから、地域づくりを進める上でも、人権学習は非常に大きな意味を持つと言えるわけです。

地域における様々な学習の場面で、人権を身近なものに感じられるような、あるいは人権感覚・人権意識を高められるようなアクティビティを可能な限り取り入れていきたいものです。人権感覚豊かな円滑なコミュニケーションは、地域づくり活動やボランティア活動をさらに活性化することにつながるからです。



### 地域社会における人権 ~ 差異を認め合うこと ~

青森県人権教育・学習推進調査研究委員会委員 川村 亨  
(三戸紫苑幼稚園長、玉岑寺住職)

人権と社会を考えると、僧侶の立場から次のことにふれないわけにはいきません。經典には「差別のない輝いた社会」が述べられています。カースト制という厳しい階級制のあるインドで生まれた仏教ですが釈迦は「草木に至るまですべてに仏性あり」と説き、阿弥陀経の中に「池中蓮華 大如車輪 青色青光 黄色黄光 赤色赤光 白色白光 微妙香潔」と極楽世界、つまり悟りに至った心の開かれた世界が描かれています。意味は蓮は汚れた泥を吸いながらも青い蓮は青く、黄色い蓮は黄色く...それぞれが異なる色でも香り豊かに清らかに咲いていると。差異があっても一人一人が輝いて尊ばれる社会をカースト制に対して提示しているのです。平等社会が浄土であり極楽だということです。これが今も変わらぬ地域社会と人権の理論づけになるのではないのでしょうか。

平等を願う人権を叫ぶとき、注意しなければならないことは、無意識のうちに自ずから差別をつくることです。

1つは用語、例えば「父兄」の語は、女性が参政権を取得した後昭和24年から報道機関では男尊女卑の語として「父母」に言い換えています。しかし今もって学校では母親ばかりの席で何の疑問もたず堂々とこのことばが使われています。

2つは卑屈感からくる差別です。親と異り教師など指導的職業に就いた人に時々みられるものです。例えばあと片付けの指導、しつけに大工さんの一日の仕事の終わり方をお手本として話しても、大工を親に持つ人が極端に嫌うことがあります。職業に貴賤はないはずですが、卑屈になる結果職業に自ら差別をつくっています。自ら差別をつくりだすことには注意しなければなりません。

3つは平等であり均等である社会つまり差別のない人権が尊ばれる社会は等質化することがあります。住みごちのよいコミュニティとなるのですが等質性からはみだす者、少しでも皆と違うことをしただけで極端に嫌われ「村八分」として排除されることは歴史が教えてくれます。

今回人権学習講座を各地で開くにあたり、人権を前面に出さず「いきいきと生きられるまち」「みんなにやさしいまちをつくらう」の題で皆さんに論議していただきましたが、みんなにやさしいまちづくりが等質化に陥らないよう、いわゆる青色青光黄色黄光と差異を認めあえる、そしてそれぞれが香ぐわしく輝ける集まりのまちが「人権をだいにしたまち」となり社会の発展につながるのだと思います。

## (2)再び、“他人の靴をはいて”

「他人の身になって考える」と聞くと、「思いやり」という言葉が浮かんでくる人も多いと思います。要するに、相手を「思いやる」ことで相手の立場に立ったとするものです。

「思いやり」は確かに人権教育・学習における重要なキーワードの一つですが、では「思いやり」っていったい何でしょうか。「やさしさ」？「いたわり」？「あたたかみ」...？ 「思いやり」だけで本当に「他人の身になって考える」ことになるのでしょうか。

「思いやりのある社会」を考えるために、次のようなアクティビティを体験してみましょう。

人権を侵害されて本当に困っている人にとっては、たとえ何千人の人から「思いやり」を受けたとしても、問題は一つ解決したことにならないでしょう。大事なのは、人権侵害や差別や偏見に対して、まわりの人が「行動」を起こすことです。

“他人の靴をはいてみる”だけではなく、はいた靴で一步前に足を踏み出してみる。一人一人の小さな一歩が、人権感覚豊かな社会を築くことにつながります。

### アクティビティ11 思いやりのある社会、ない社会

#### 「思いやり」を行動に

##### ねらい

「思いやり」が本当に人権尊重につながるのか、「思いやり」を行動に結びつけられる社会はどのような社会なのかを考える。

所要時間  
60分

##### 進め方

- 1 4～6人のグループに分かれ、「思いやり」という言葉からイメージするものを付せんを書いて出し合う。
- 2 イメージをもとに、各自「思いやりのある社会」、「思いやりのない社会」のイメージを絵で表現し、グループ内で分かち合う。
- 3 「困っている人を助けるワーク」  
二重の円になり、内側の人は「困っている人」（「状況カード」を配る）、外側の人は「思いやりのある人」になる。「困っている人」に対し、「思いやりのある人」がアドバイスをする。

10分

↓  
20分

↓  
20分

##### 【状況カードの例】

地震で家が壊れた  
政情不安で難民になった  
農村では食べられなくなり、都市に出てスラムに住むようになった  
財布を忘れてしまった  
自動車がパンクした  
荷物のバッグが壊れてしまった  
靴のヒールが壊れた  
借金が払えない  
失業した

↓  
10分

- 4 全体の場でふりかえりを行う。

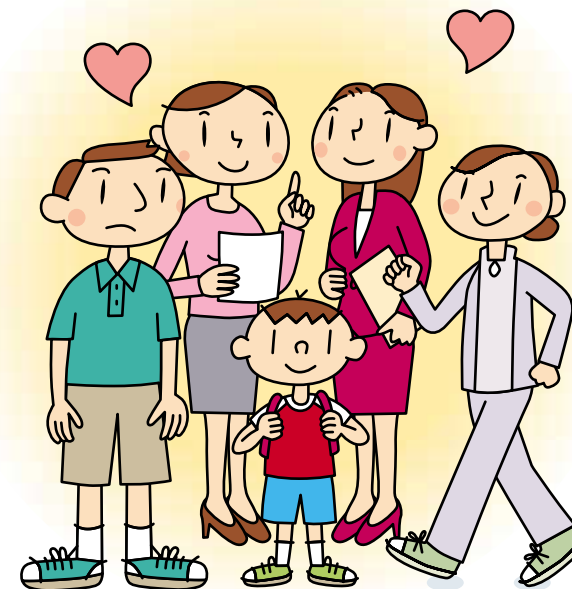
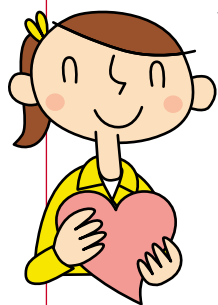
##### ふりかえりの観点

- ・本当に困っている人に対しては、「思いやり」だけでは無力かもしれない。
- ・「思いやり」を本当に有効で実行力のあるものにするために大切なことは何か。

##### 留意点

- ・発展として、「思いやりのジレンマ」（「自己満足のための思いやり」、「大きなお世話になってしまう思いやり」）などを考え、それらを克服するための手段や方策について話し合うことも考えられる。

参考：\*参加型人権教育・啓発ガイドブックワークショップ「気づき」から「行動」へ（財）人権教育啓発推進センター）



# 資料

## 1 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (平成12年法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る

事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

## 2 参考文献一覧

- ・『生涯学習支援のための参加型学習のすすめ方 「参加」から「参画」へ』  
(廣瀬隆人他、2000 平成12 年、ぎょうせい)
- ・『社会教育指導者の手引 人権に関する学習のすすめ方』  
(平成8年度文部省委嘱事業、国立教育会館社会教育研修所)
- ・『人権感覚育成プログラム研究開発事業報告書』  
(人権感覚育成プログラム研究開発実行委員会、平成13年度文部科学省委嘱事業)
- ・『参加型人権教育・啓発ガイドブック ワークショップ「気づき」から「行動」へ』  
(財団法人人権教育啓発推進センター、1997 平成9 年)
- ・『人権啓発パンフレット 人権ア・ラ・カルト みんなで考える人権』  
(財団法人人権教育啓発推進センター、2004 平成16 年)
- ・『だれもがいきいきと 虐待・暴力は人権侵害です』  
(財団法人人権教育啓発推進センター、2003 平成15 年)
- ・『人権について考える』  
(財団法人人権教育啓発推進センター、2004 平成16 年)
- ・『参加型で伝える12のものの見方・考え方』  
(国際理解教育センター、1997 平成9 年)
- ・『人権教育指導者用手引き 気づく・学ぶ・広げる人権学習』  
(和歌山県教育委員会、2004 平成16 年)
- ・『ワークショップのススメ 社会教育同和教育指導資料』(栃木県教育委員会、2000 平成12 年)
- ・『人権学習アイデア集 社会教育同和教育指導資料』(栃木県教育委員会、2001 平成13 年)
- ・『人権学習プログラム集 ワークショップ活用のアイデア』  
(栃木県教育委員会、2002 平成14 年)
- ・『じんけん学びガイド 社会教育同和教育指導資料』(栃木県教育委員会、2003 平成15 年)
- ・『じんけん実践ガイド 人権に関する社会教育指導資料』(栃木県教育委員会、2004 平成16 年)
- ・『人権学習ハンドブック 人権とは』  
(大阪市・大阪市人権啓発推進協議会)
- ・『人権学習ハンドブック イメージと認識』  
(大阪市・大阪市人権啓発推進協議会)
- ・『人権学習ハンドブック 権利と責任』  
(大阪市・大阪市人権啓発推進協議会)

### 3 平成16年度青森県人権教育・学習推進事業の実施概要

#### 1 青森県人権教育・学習推進調査研究委員会の設置

##### (1) 委員(10名)

	氏名	職名
1	宮崎 秀一	弘前大学教育学部助教授
2	葛西 禮子	青森市立後潟小学校校長
3	三上 亨	特定非営利活動法人NPO推進青森会議常務理事
4	久保沢賢治	三戸町教育委員会派遣社会教育主事
5	幾田せい子	福祉ショップ西部施設長
6	川村 亨	三戸紫苑幼稚園園長、玉岑寺住職
7	平間 恵美	八戸子ども劇場運営委員
8	福西 征子	国立療養所松丘保養園園長
9	三上 公子	特定非営利活動法人活き粋あさむし事務局長
10	三上久美子	特定非営利活動法人ウィメンズネット青森理事長

##### (2) 会議の概要

回	日時及び会場	案件等	出席数
第1回	平成16年7月30日(金) 13:00～15:00 県庁北棟8階A会議室	案件 (1)青森県人権教育・学習推進事業について (2)調査研究委員会の役割及び進め方について (3)県民の学習ニーズの把握について (4)参加体験型学習プログラムの開発について	9名
第2回	8月19日(木) 13:00～15:00 県庁北棟8階A会議室	案件 (1)県民の学習ニーズの把握について (2)参加体験型学習プログラムの開発について	10名
第3回	10月14日(木) 13:30～15:30 県庁北棟8階A会議室	講話「人権について」 案件 (1)聞き取り調査の結果について (2)参加体験型プログラムの作成について	10名
第4回	11月18日(木) 13:00～15:00 県庁北棟8階A会議室	案件 (1)参加体験型学習プログラム及びアクティビティ集について (2)モデル講座について	8名
第5回	12月16日(木) 13:00～15:00 県庁北棟7階A会議室	案件 (1)参加体験型学習プログラム及びアクティビティ集について (2)モデル講座の評価について (3)「人権学習ハンドブック 基礎編」について	9名
第6回	平成17年3月14日(月) 14:00～15:30 県庁北棟7階A会議室	案件 (1)モデル講座の評価について (2)「人権学習ハンドブック」について	9名

##### (3) 県民の人権学習に関するニーズの把握

##### 聞き取り調査の実施

【目的】人権に関わる活動に取り組んでいる団体・機関等を対象として、活動を通しての人権感覚、人権意識についての認識や人権教育・学習の実践に伴う問題点や課題等に関する聞き取り調査を行い、県民の学習ニーズの把握に資する。

##### 【概要】

	日時	対象	調査担当者
第1回	9月7日(火) 13:30～15:30	特定非営利活動法人サンネット青森 事務局長 根本俊雄氏	平間委員、三上(公)委員、三上(久)委員
第2回	9月9日(木) 10:00～12:00	特定非営利活動法人ウィメンズネット青森 理事長 三上久美子氏	福西委員、幾田委員
第3回	9月27日(月) 10:00～12:00	青森地方健康局人権擁護課 課長 門間建夫氏	川村委員、宮崎委員
第4回	9月29日(水) 13:00～15:00	県東地方健康福祉子どもセンター子ども相談部 (中央児童相談所) 子ども相談第二課長 最上和幸氏	葛西委員、久保沢委員、宮崎委員

##### 【概要】

対象機関	現状と問題点	課題や方針
サンネット青森	日本の精神医療は、西欧に比べて30年以上遅れている。青森県は、精神障害者の地域生活支援は首都圏に比べて10年は遅れている。	人権とは身近なものであり、使って当たり前の言葉になるべき。人権を考えると、減点方式ではなく、よい人間関係をつくり、活気にあふれた仲間を増やそうとする得点方式の生き方である。痛みをもちたり、傷ついたりしている弱い人こそ、人権を語っていくべきである。社会的弱者がエンパワメントするためには、自ら声を上げていかなければならない。言ったことが実現したとか自分が何かを変えたという経験の積み重ねがエンパワメントにつながる。問題を抱えている当事者が自ら経験を語り、それに耳を傾け、彼らが持つ「喪失感」に共感するといった「交流」や「対話」が人権感覚や人権意識を高めることにつながる。
ウィメンズネット青森	相談者は「DVの被害者」という意識をもたずに相談に来る人が多い。DVには肉体的暴力のほか、言葉による暴力も多い。	DV被害者に、支援者としての役割を与えることで、エンパワメントを図ることができる。客観的に自分を見つめ直し、それを文章で表現するプロセスによってコミュニケーションの力が復活し、社会の中で生きていく力が回復する。
人権擁護課	人権相談の件数は全体として減少傾向にある。	人権啓発事業として、映画会、CM、新聞広告、ラッピングバス、講演会、人権ねぶたなど多様な取り組みを行っている。
中央児童相談所	行政機関として、子どもの人権をどこまで保障できるかの線引きが難しい。最近の親は対人関係がとりこぼれてきている。NPO等との連携による取り組みが行われていない。	児童福祉司が学校の保護者に対して虐待防止の呼びかけをしたり、地域の問題の掘り起こしといった啓発活動を行っている。親の教育については、「気づき」のステップを踏むことで意識が変わっていく。一人一人の子どもを主体にするというスタンスで、子ども中心に考えることが大事である。地域づくりについても、子どもを中心に据えることが大切。地域で手に負えない時に行政等の専門機関を利用する。

## (4)参加体験型学習プログラムの開発

参加体験型学習プログラム(8本作成) P.41~49参照  
 アクティビティ(学習ユニット)(11本紹介) 本書に適宜掲載

## (5)モデル講座のプログラム評価

【目的】開発された参加体験型アクティビティ及びプログラムが、実際の学習機会において、人権感覚・人権意識の育成に向けて、参加者にもたらされる学習効果について調査・観察等を行い、その結果を分析・検証することによって、人権教育・学習に有効なプログラム企画のポイントを探る。

## 【概要】

モデル講座名	日時	評価者
三戸町人権学習モデル講座 「みんなにやさしいまちをつくろう」	平成17年3月5日(土) 13:00~15:30	川村委員、平間委員、三上公委員 (久保沢委員)
鯉ヶ沢町人権学習モデル講座 「いきいきと生きられるまち」	平成17年3月12日(土) 13:30~16:30	葛西委員、幾田委員、川村委員、福西委員、 三上公委員(三上亨委員)

【評価方法及び結果】 P.54参照

## 2 モデル講座の開催

## (1)協議会による直接実施

三戸町人権学習モデル講座「みんなにやさしいまちをつくろう」  
 【日時】平成17年3月5日(土) 13:00~15:30  
 【会場】ジョイワーク三戸

## (2)再委託による実施(主催:鯉ヶ沢町人権教育・学習推進協議会)

鯉ヶ沢町人権学習モデル講座「いきいきと生きられるまち」  
 【日時】平成17年3月12日(土) 13:30~16:30  
 【会場】鯉ヶ沢町中央公民館

## 3 「人権学習ハンドブック 基礎編」の作成

## 4 人権学習フォーラムの開催

## (1)人権学習フォーラム in 弘前

「いきいきと生きる人たち 椎名誠が語る自然・風土・人」  
 (財)青森県コミュニティ運動推進協会及びあおもり生涯学習協会と共催  
 【日時】平成17年1月22日(土) 13:00~15:30  
 【会場】弘前文化センター  
 【プログラム】

13:00~14:20 講演「そこにしかない風景」 作家 椎名 誠  
 14:30~15:30 対談「青森の自然・風土・人」作家 椎名 誠 ×青森県知事 三村申吾

【参加者数】 494名

## (2)人権学習フォーラム in 八戸

「はじめの一步 人権学習のススメ」

【日時】平成17年2月26日(土) 10:30~16:00

【会場】八戸市総合福祉会館

## 【プログラム】

10:30~12:00	基調講演「人権感覚・人権意識とは何か」	筑波大学教授 福田 弘 氏
13:00~15:55	パネルフォーラム テーマ 「女性と子どもの人権に関する学習の進め方を考える」	
	登壇者 コーディネーター /	青森県人権教育・学習推進協議会会長 宮崎 秀一 氏 (弘前大学教育学部助教授)
	パネリスト /	高知ワークショップをつくる会会長 山中 千枝子 氏 和歌山県男女共同参画審議会委員 向口 睦美 氏 栃木県安足教育事務所副主幹 白澤 嘉宏 氏
15:55~16:00	ふりかえり	

【参加者数】 34名

## 5 人権学習の先進地視察

【趣旨】青森県人権教育・学習推進協議会委員及び同調査研究会委員による社会教育における人権教育・学習に係る先進都道府県の視察を実施する。各担当部署に対するヒアリング及び資料収集を実施し、来年度の事業の方向性を探るとともに、事業計画に反映させるものである。

## 【視察期日及び視察先】

期日	視察先
平成17年3月1日(火)	奈良県教育委員会人権教育課
3月2日(水)	和歌山県教育庁生涯学習課人権教育推進室

## 【視察者】

宮崎 秀一 協議会会長(弘前大学助教授)  
 成田 拓朗 事務局次長(県教育庁生涯学習課企画グループリーダー)

## 【視察内容】

- ・人権教育・学習推進に関わる県の組織体制及び経緯について
- ・人権教育・学習に関わる県の主な事業について
- ・人権教育・学習に関わる市町村の取組状況について
- ・その他

## 青森県人権教育・学習推進協議会 委員名簿

	氏名	職名
1	宮崎 秀一	弘前大学教育学部助教授
2	葛西 禮子	青森市立後潟小学校校長
3	三上 亨	特定非営利活動法人NPO推進青森会議常務理事
4	丹 新也	三戸町教育委員会教育長
5	高橋 興	青森県教育庁生涯学習課長

## 青森県人権教育・学習推進協議会 事務局

設置場所:青森県教育庁生涯学習課

事務局長	高橋 興 (生涯学習課長)
事務局次長	成田 拓朗 (生涯学習課企画グループ主任指導主事)
事務局員	渡部 靖之 (生涯学習課企画グループ社会教育主事)

## 気づきから学びへ

人権学習ハンドブック基礎編

平成17年3月 印刷・発行

発行 青森県人権教育・学習推進協議会  
青森県教育委員会

印刷 第一印刷株式会社